

は如何なる意味に於ても、封建の規制を亂に導かねが止まないものである、それを抑えるためには、武力と服従の道徳に由る外はない、而してその道理の爲に即ち上下階級の序次が生れる、而かも彼等はその庶民に對しては、殆んど劍戟の力を俟たずに、その服従の觀念を當爲の道徳なりと徹底せしむることだけによつて容易に壓迫の目的を達し得る、負荷に任えない殘虐な苦痛さへ加えなければ善良なる彼等は、殆んど不平なく自らの誕生の薄倖を諦めるだけで従順に服従する、未だ自己を徹底的に反省したくない彼等は、無自覺にも彼等の道徳を、彼等の讐敵にも等しい主人が勝手に拵へたものであることも知らずに、當爲避くべからざる義務として肯認し承服する、そして彼等の土地や財産のみでなく生命までも自由に彼等に支配されて恨みないのであつた「切捨御免」といふ言葉が如何に不合理に、一種の公憤にも似た反抗と憤懣と厭忌の情熱を喚び起すかを考へて見るがいゝ。^{*}この意味が尤も徹底的にその社會生活の上に

^{*} 胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり、とは西域物語に説くところである、徳川實紀第一編には東照公の御慈悲として、雄儀にならぬほどにして氣まいをさせぬが百姓共への慈悲なりとさへ語つてある。尙詳くは本庄法學士著、經濟史考第六編参照

實現されたのは怖らく戰國の搏噬に於てであらう、従つて封建制度に特有な重農の意義と志向は、唯その支配階級が功利的觀念と打算に基づいたといふ以外に何等の所以も意義も見出すことが出来ない。

けれども彼等農民の階級が尤も有利な立場にあつたといふことは、彼等が尤も土に密接な干繋を有つてゐたことである、各諸侯はその所領に亘つて絶對の權力を有し、土地とその上に在る人間その他一切の物件に對して収益と使用と處分の總ての權利は持つてゐたにしても、それが直接その土地に干與してゐる百姓ほどに密接な關係を有するものではない。知行の權利は唯包括的にその土地を所有するに過ぎない故に、百姓はその封内に於て各々幾分づゝの土地を私有する、諸侯は唯彼等からその中の幾分を租納として収益するに過ぎない、それは勿論中古の土地制度そのものに伴つて發生し、^{*}近古近世に渉る統治組織の

^{*} 必要に應じては勝手な收用も行つたであらうけれども概して百姓に對してはその保護と培養に力めた。^{*}上古は土地が氏に屬し中古は氏から戸へ近古近世には家族へ而して現代には個人へ移つた。

地主の出現

變遷と共にその形式を確立して茲に所謂地主の出現ともなつたのであらうが、近世封建の治制が劃一せられ、諸侯轉封等の移動があるやうになると、武士は浪人でない限りその君主に附從して移動するけれども、人民は依然としてその土地と終始する、即ち知行支配の領主が代るだけで彼等はその祖業の土を離れることがない、されば領主よりも彼等が事實上の權利をより直接にその土地に有してゐたことは當然である。殊に江戸幕府の制規として庶民私有の土地を永代に賣買することを嚴禁し、賣買の田地はその資を償ふことによつて何時たりとも取戻すことを得しめ、且犯すものには賣主買主加判の名主證人等皆相當の罰を定め、質期の如きも大抵十年を以て一期とし、百姓地を失はんことを防がんとした、されば、徳川氏三百年に亘る壓迫の間に庶民階級の潜かに畜へた潜勢力が即ち一時に勃興して維新以後に著しく擴張し、それが今日の所謂紳士閥の一部をも成すやうになつたことは勿論である。

信長と秀吉と家康

家康は、信長と秀吉によつて十分に築き上げられた礎石の上に彼の統制を布いた。實に家康の社稷そのもの爲に、その統治の基礎を据へたのが信長と秀吉であつた、而して秀吉も信長も共に武權によつて覇功を樹てたものであるが故に、私は家康が征夷の府を再び開いて武斷を標榜する政治を復興したのも、秀吉が廷臣の名に於て加茂川の上りに旌旗を掲げ、帝政勤王の假面を被り、哀龍の袖に隠れて自己の専制を行はうとしたのも共に異るところなしと斷ずるところに多くの批議を夾む者ではない、しかし、仔細に考察すれば彼の破滅は一に武權の壓迫によつて統一の業を成就しやうと志向しなかつたらしいところに、即ち法治を急いだところに、その禍因が潜んだのではなからうか。當代の情勢を以てしては、未だ武力の制壓によるにあらざれば、到底劃一と統治が完全に行ひ得べきではなかつた、而してこの傾向と事實を尤もよく立證するものは、秀吉歿すると共に家康の拳が彼の社稷を打ち砕いたことである。秀頼無力素よ

* 山路愛山著豊太閤、松平法學士著江戸時代制度の研究参照

り家康の敵でない、秀頼已に先考秀吉の機略なく武力亦家康の敵でないとするならば、即ち起つて劔を以て國を治め權を以て法を行ひ得べき道理がない、私
 が秀吉をして尙天壽二十年の余贏あらしめばと言つたのは、秀吉或はその武力
 に於て家康の敵ではなかつたとしても、彼の優秀なる機略は、家康とその僚侯
 の武權を制壓するに十分であつたに相違はない、されば彼にして中道に殂せず
 んば、彼が生前に抱負した世界を具現するに甚だしい困難はなかつたであらう
 と思ふからである。彼が道路を拓き幣制を樹て、商業を奨め貿易を興し、四海
 一統具通の文明を啓かうとしたことは少くともその政策に於ては、封建制度に
 背馳する法治への轉向を思はしめるものがある、されば私は彼に尙少小の天壽
 を與へてその政策を伸ばしめたい希望に任えない。封建制度そのものに對して、
 秀吉が如何なる知見を有し、その知見に基づく如何なる處置を思料してゐたか
 は之を十分に知ることは出來ないけれども、^{*}彼が執つた政策の傾向から推測し

* 刀刈や其他の事情から考へると階級制度までを打破して爰に明治
 の維新で行はれたやうな平等の政治を行はふとしたのではないら
 しいが。

て商本的な經濟發展の世界へ進むといふ事は、制度の革命を必要とせしむるに
 至り、遂に封建權衡の瓦解にまで及んだかも知れない。さればその崩壞に伴ふ葛
 藤を再びして茲に戰國時代の争戦を反復するか、或は經濟活動の跳梁のために、
 王朝末期の紊亂を再現したかも知れないと思料せられない事もないが、しかし、
 四百年以上にも亘る武斷生活特に戰國時代の動亂は、十分に民を兵燹の苦に憊
 れしめ、野性の叫喚を屏息させて、その跳梁を凝固させた、信長が京師に這入つ
 た時、秀吉が桃山時代の治安を齎した時、京民俯伏して平安を謳つたのは、眞實
 に彼等の衷情に出でたを疑ふとが出来ない、その民心を率ひて直ちに更に別
 様の世界と生活へ導くとは出來なかつたか、彼が世界具通の意圖から察すれば、
 國內の疆塞のみでなく、日本の疆塞その者が従て撥無されたかも知れない、少く
 とも明治の維新まで約そ三百年の惰眠を要するとなく、より早く海外へ具通さ
 れたかも知れない、その結果は明らかに國內の争戦を屏息させるに十分であつ

たであらう。従つて日本の文化はその發展と進歩の道をより迅く進んだに違ない、素より商本組織の開展とそれが齎らす文化生活は、我々の社會生活に更に一の不合理性を添加し、その不公正を増長せしむるものには過ぎないけれども、それは寧ろ經濟發達の道程の上から進まねばならぬ——より早く進むを可とする——一の必然的な史的發展であるが故に、行くところまで行くことを急ぐによつて、更に新しい道も開けるであらうし、社會生活に於ける生存の意義も自覺もより迅く起り得たであらうと信ずる。秀吉は一の理想家であつた、故に余りにその抱負を具現するに急にして現在を量るに疎かつた、現在を省量するに疎かつたから將來を打算するに明徹と確實を缺いた、秀吉の社稷が彼の長逝と共に仄びたのは殆んど茲にその重大な原因を存する。

彼の死は兎に角私として一の痛惜の心を禁じ得ないものである。

家康はその武力に於て軍略に於て秀吉以上に優秀であつた、加之人心を收攬するに付ても頗る巧妙であつた。故にその卓越な武力で以て諸侯を抑え、巧妙な政策で方伯を制馭し、よく收攬と制馭を成すことが出来た、彼は諸侯の領治權をそのまゝに尊重保持して、親藩譜代外様の諸侯相互の牽制を巧みに、彼等の權力そのものゝ牽制に原づく權衡の上に一の統制を組織した、素より封建の制度は、澗本精一博士の所謂不安定權衡^{*}の上に成立つものであるが故に、彼は飽くまでも力で以てその統制を維持しやうとした。而して、諸侯に自治的な地方的主權を認めながら、それが不遜に不當に尨大することを警戒した、この意味から先づ嚴正な法の施行となり、諸侯參觀交代の政策となり、證人收眷の制となり、諸侯易置の政略となり、文教の振興ともなつたのであるが、彼の力壓を尤も効果あらしめんがためには、諸侯の武力を抜くにある、偏に武力を下に抜くことによつて、彼が力壓の治制は完全に容易に行ふことが出来るからである。

* 徳川氏の封建制度参照

彼の武權そのものによつて社會的機構の中に遍蔓する武力を漸次に去勢するならば、彼の社稷も國家も生民も、永く治平を尙しきに保つことが出来るであらう、されば時勢を見るに聰明な彼は、發展よりも整理を、進歩よりも守成を必要とするの志向から、封建制度の規式そのものを打破することなく、直ちに打破するやうな急進の政策を絶対に避けて、漸次に陰微の間に之を無意味な形式だけに了らしむべく暗殺的方法を取つたのである、故に江戸時代の封建制度はその魂を失つた一の脱殻である、ミイラである。而かもその脱殻の中に漸くにして湧き出でた蛆虫のために、幕府自らが僵れたのは滑稽である、幕府自らがその力を自ら去勢して、一塊のミイラに化し去つたのは滑稽である。

家康は、かくの如き力の去勢から當然起るべき異常な文化發展の結果について、如何なる知見と覺悟を有したか。

彼がこの政策に對する志向は、武權國家を法權國家に進めるにあつたこと勿論であるが、本義としてその封建も武權に過ぎなかつた、法は權であり、權は劍である。故にそれが飽くまでも強い專制であることは免れることが出来ない、その專制と力壓によつて如何なる文化活動の跳梁も、適宜に之を斟酌し防遏することが出来ると思へたらしい。要するに彼の標語とするところは權力に在る、力といふ字が彼の唯一の咒詞まじないであつた、而してこの祖業を尤もよく體得したものが家光であつた。けれどもその力を標榜する暴壓の治政の下にも、尙その經濟活動は歩調遅々として緩慢ではあつたが、進むべき道を進んで遂に彼の社稷を破滅にまで導いた。

凡そ力を制するものは素より力に如くはない、封建の騷擾を扼するものは一に卓越な暴力を必要とすること勿論である、而して封建の勢は極めて自然に起つた當然の推移であるから暴壓の治制も、亦極めて當然の所以とせねばならぬ、

小山田與清氏がいふやうに、「封建は治國の妙術」であるといふことに全然異議を夾むものではないが、しかし、果して「千載不拔の法」であり得るかどうか。唯治安の一途からする時、封建專制の治政は寔に千載不拔の妙術であるかも知れない、しかし治安が必ずしも我々の生活の合理的合法的であることを裏書しない、徳川氏三百年の統治の下に於ける社會生活の状態が、合理的でなかつたことは、事實が雄辨に代言する。三百年の保安と文化を謳ふ一部の史家が自らの皮相を反省することも出来ないのかと思はせるまでに、その徒らなる虚淺の眩耀に陶醉して、惑亂してゐることは當に噴飯に値する。

之を要するに、封建的治制からは、社會共存の意義に對する自覺に基づいて、殆んど全部の根本的修正を歴るにあらざれば、決して我々が望むやうな合理的社會生活は招來されない、而かも封建の政策は、その自覺の覺醒を未然に防ぐに十分の用意を忘れない。

家康が四百年の時勢を享けて其處にそのままによく劃一と平安とを齎し得たことは、時運に明識あり治安に策を得たりと稱すべきではあるが、しかし、惜しむらくは偏に苟安の治策に急にして、より高邁の識見と勇氣に乏しかつた、人生に對する親しみと温みに乏しかつた、蓋し、親しみから眞實の知見が生れる。温かみから眞實の人道的熱情が生れる*。

* 家康と雖商業の振興に力めた事歴は瞭乎として存在する、しかしその政策は幾くもなくして棄却せられた。

石以上の大舶を作るべからずとして、海外の貿易を陰かに制し、更に公示して鎖國を嚴守せしめた所因も亦明らかに此に基づくのであつた。要するに幕府はその完全に形を成した封建の治制を飽くまでも維持するため、それを破るやうな凡ての施設と政策を檢束したのである。而かも之等幕府の政策が完全に整形して固定した時、漸くに幕府崩壞の禍因が其處に萌した。進歩が破壊を導いた。

幕府の志向がよく十全に徹底して地方の分權統治は爰に完全に成立つた、參觀交代の強行はその地方分權の弊竇を掃ふべきことを又一の原因として行はれたものかも知れないが、それについては余り多大の功果が齎されたとは思へない、割據は茲に遂に經濟の孤立を余儀なくせしめたのであらう、寧ろ幕府としては、政治的意味のみでなく經濟的にも地方的割據と孤立を意志したかも知れない、その結果として生ずる幕府頽壞の事情と原因は私の冗説を必要とするま

でもなく石澤久五郎氏が「經濟上より見たる幕政の崩壞」^{*}なる論文に尤も簡明に叙述されてある。

江戸幕府
崩壞の原
因

上略而して彼等^{**}は其所領地内にありて獨立せざるを得ざりし事情より自給自足を主とせる地方的農業經濟に依頼せり、かくして農業保護のために土地の永代賣買禁止となり、土地の自由なる轉買は抑制せられたり、従つて元來保守的なる農民をして益々保守的のものたらしめ、傳來の慣習を重んじ父祖の家業を繼承するに満足せしめたり。然しかくの如きは封建制度を維持するに尤も必要なる氣風たりしも尙ゆるやかにて經濟的變化の休止するものにあらずして、徳川幕府三百年の泰平は人口の自然的増加となり都市の發達となりその結果は、獨り農民に及びたるのみならず又武士階級にも及べり、即ち武士階級に於ける人口の増加は分家分知となり、次いで小封小祿となるの弊

* 國民經濟雜誌'第廿二卷十六號及第廿三卷一號參照

** 諸大名

著しきに至れり、此に於て、徳川中世以後分知分祿のこと抑止せられて、小封小祿の弊漸く減じたりしも、尙彼等子弟の爲に養子制度など行はるゝに至りて、種々の緩和策など講ぜられしも、次第に加はる彼等階級の経済的困難は之を濟ふに道なかりき。又農民にありても同一にして、之に應じ新田の開墾せらるゝもの尠からざりしも、人口の増加は之にもまさりて多かりしものゝ如く想像せられたると共に、幕府及諸侯によりての國産奨励は彼等の日常経済に影響して、漸進なるにもせよ生活費も増加したりしなるべく、従つて何事にも保守的にして、慣習を重んずる彼等を導きて困難なる経済状態に陥らしめたりき。然れども此武士階級及農民の経済的困難を感じつゝあるの時に、足利氏の季世より著しかりし都市の發達は徳川時代に入り更に著しく、従つて三都市諸侯の城下は貨物集散の中心地となりしのみならず、幕府并びに諸侯が國産の奨励に意を用ひたりしを以て工藝及國産の製造は大に發達せり、

即ち地方は自給自足の経済状態に甘んじ辛うじて傳襲的農業に従事しつゝありし間に、都市に於ける経済状態はその工業の發達と共に自給自足の経済より交換營利の経済に進むの活動的状态に入りしなり。

この経済上の變化は、農業経済に大なる影響を與へたりしを以て、農業経済にその基礎を置きたる封建制度の維持に甚だ不利なるものとはなれり。而してこの経済的變化は経済發達上自然の大勢なれば、人爲的に抑止すべくもあらず、徳川幕府はこの産業の發達に伴うて根本的に自ら改造するか然らざれば自ら崩壊するかの運命にありしものなり。

斯くの如く封建制度は自給自足に満足する地方的農業経済時代に適合するの制度にして、交換營利を目的とする國家又は世界的工業時代に於ける経済的進歩に伴はざるの制度なり。故に産業發達に逆行して封建制度を維持せむと

するは不可能のことなり。この故に徳川幕府の衰亡に關して普通に幕府實力の減殺、外國の刺激及尊王論の勃興等の原因を擧ぐるも之を經濟上より觀察すれば、幕府實力の減殺に歸せしむべく、更に窮極すれば封建制度そのもの性質として農業の發達と並行して進む能はざりしによるものなり。而してこの根本原因が經濟現象として事實に現はれたるものを稱して、幕府衰亡の經濟的原因といひ、總括して三となす。農民の困憊はその一也、商工勢力の増進はその二也、一般武士階級の疲弊はその三也下略」

封建制度の治下に於ては、農民が極度に保護せらるゝこと言ふまでもない、しかしその保護の志向を成すものは、徹頭徹尾封建の維持のためであつた。封建は武力に依立する、しかも尙武力は農民に依立した、けれども嚴密には農民そのものでなく農民が齎らす富に依立する、故に武力が別に一方に依立する武

士に對して、その君主が生存保證の代償として求める生命の犠牲と同じ意味で、農民はその君主から苛斂誅求を是非なくせられる、封建の時代に於て、それと同様に何故に商工町人の輩を保護せずして、寧ろ彼等を亡みしたかは、彼等が發展的なるが故に割據の疆塞を破るを恐れ、一にはその富が遂には武力の第一義的依立をなす武士の權威を犯さむことを憂へたのである、事實商人によつて成された交換取引の激しい大勢は、漸くにして徳川氏封建的國家の統制を遂に無力と頽壞にまで導くに至つた。されば彼等は只管に農民の保守を悦んだに過ぎない、保守に基づく服従を喜んでに過ぎない、されば農民の存立は唯苛斂を強いるものとしての存在に過ぎなかつた、右の論文に引用した山鹿素行の所論に「今我國十町の所穫百五十石にしてその五十石を收納す、之を五成といひ、百石を收納するを十成といへり、之を異朝古の十一の制に比する時は、その租稅甚だ重し。五十石を收むるは三分一百石を納むるは三分二なり」云々とあるが

如く太甚しき重課を賦して尙顧みなかつた。徳川氏に至つても耕種の技能集約に進み、更に墾田による增收があつたにも拘らず、中世以降幕府財政の萎靡振はざるに當つては、爲に誅求の止むを得ざるに至り、增收に伴ふ價格の低落と、幕府が一時の彌縫として劃策した悪貨の鑄造と流行とは、又更に農民困迫の勢を著しく促した。

かくて松平樂翁公の手記によれば、天明五年から六年に至る一年間に、農民の數は百四十萬を減じて夥しき都會の遊民を作つたといふ。それと共に、足利氏季世から徳川時代に到つて漸く都市の發達を促し、江戸は消費の中心となり、大坂は貨物集散の中心を成した、田園を追はれた遊民が都市に集中すると共に、爰に商工業の發達を促すことは當然であり、八代將軍吉宗が國產獎勵の意向から、養蠶織物染物の獎勵と振作に力め、尾州家が瀬戸赤津品野の三村を窯場及製造場を無役除地として獎勵したるが如きその他仙臺侯西國諸藩の國產獎勵が

基因となつて著しく生産と消費の新しい經濟活動を活潑ならしめた爲に、愈々都市の殷賑を大きくした、加ふるに諸座の發達から貨幣の普及に従つて商業交易の勢を促進すること著しく、米穀を基本として立つた諸侯の産業經濟は、大坂米商人によつて爲に左右せらるゝの状態を將來するに立至つた、而かも都市の殷賑に伴ふ文化生活の増進に従つては、奢侈の風滿都を覆うて、武士の懷中は町人の手に攪亂せられ、社會的地位の上からは兎に角として、事實に於て豪富を擁した町人の奥座敷には空しい威權と黄金に代へる武門もあれば、武士の一刀に威嚇して債務を蹂躪する御侍も出現するに至り、遂に所謂元祿の頽廢ともなつたのであつた。肥後の細川家が五十四萬石の大身を以て越中守宗孝横死の後には纔かに大阪の町人に倚賴してその身世を持ち續けたやうな狀勢も招來されたことによつてその一斑を知ることが出来るであらう。

家康が、封建の規制を布く時、尤も重大視したものは府庫の充實であつた。

尤も怖れたものは大阪城内の巨富であつた。されば幕府の當初に於ては財政の窮乏に對する十分の儲蓄もあり、備荒の劃策も成された、行軍守城用勿作尋常費とその上に款文を記された分銅の貯藏や城米圍穀の制が即ちそれである、然るに時勢の變轉に従つては文化の發達とそれに伴ふ色々の事情や事件から、國用多端にして備蓄の祖法も漸く保持するに難く綱吉家宣等の治世に於ては府庫の實收金八十萬兩米納百四五十萬俵もあつたに拘らず、常に財用不足を告げ、元祿寶永の惡貨の鑄造をも止むなくにするに到ると共に、爾來、田沼氏の惡政や家齊の菲政に煩はされて、季世對外の費出夥大なるに及んでは府庫の窮乏その極致に達した。之に加ふるに參觀交代その他の原因に基づく諸侯の困迫旗下内帑の窘窮及それに伴ふ次男三男など所謂厄介の墮落が、内外の因を成して早晩幕府はその組制の崩壊を免れ得ぬ危険な状態にまで導かるゝに立至つた。

* 松平法學士著江戸時代制度の研究第十六章參照

** 本庄法學士の論文「貯藏と常平倉參照

*** 三浦文學士著日本法制史參照

思ふに文久二年八月幕府が參觀の規制を更めて三年一觀を令達し、收眷の祖法を破つたとは、己に幕府自らがその勢威の頹壞に向ひつゝあることを暗示するものであつた。制度は時勢の發展に従つて、その形式と運用とを更えねばならぬ、されば、それが生活の進展に伴ふとが出来なくなつた時、如何なる峻嚴にして緊張した統治力を以てするも、最早それは生活の規矩としての意義と機能とを失つたものとして、その改造と修正とを必要とせねばならぬこと勿論ではあるが、制度の規範力が改造を必要とする程度までに意味のないものではないにしても、寧ろ如何に制度としての意義を持つてゐても―その運用の統治力にして之を能くするの力がなかつたら、制度その者だけでは遂に空しい形式のみに畢るべきこと當然である、參觀の制度が、當時の時勢からその修訂を必要としたことは之を否定することが出来ないけれども、その三百年の祖法を破つて收眷の規矩を廢したことは同様の意義と原因によるとすることの出来ないものであ

* 本庄法學士の論文、參觀交代制度の經濟觀參照

る。收眷の法はもと與國交質の餘習に出づるを、家康執つて以て諸侯牽制の一策と成したのであるが、幕末多端の時情からせば、治平その要なしとすべきでない。と勿論であるにも拘らず、敢てその棄廢を斷行したのは、最早權以て諸侯に臨むの實力を失つたことを瞭知せしむるに足るものがある。さればその自らの頽勢に戦えて、一に諸侯に媚ぶるの志向に基づいたものとするは非か。之を要するに收眷の制度は制度としての生命と意義を喪つたのではない、時情は太甚だ之を必要としたにも拘らず、幕府實力の減退は、之を存置するもせざるも、多くの効果があるまいといふことを幕府自らが省慮したのである。

かくして經濟的活動の潛勢は、又も再びその執拗な微妙な強い力で、幕府組制の罅隙に侵入した。家康が一代の智囊を絞つて築き上げた、社稷と政策とを根柢から崩し初めた。家康が唯一の依頼とした暴壓も力もこの跳梁に對してはか

くの如くにも餘りに脆弱ではなかつたか。暴力の頽亡である、力の幻滅である、解體は當さに避くべからざる必然の運命であつた。

かくて黒船の襲來が其革命の動因となる。

崩壞の直接動因

己に十分に頽壞の危機にあつた幕府をしてそれを更に崩壞の道へ導いたものは、黒船の襲來に伴ふ尊王攘夷の呼聲であつた。

それは先づ幕政の頽唐に従つて、武家政治に倦怠を生じた一派の人々の文藝復興となつて現はれた。本居宣長荷田春滿賀茂眞淵平田篤胤其他國學の徒が、先づ尊王の提唱を初めて、遂には徳川氏の一門に連る黄門光圀によつてさへ、大日本史の編輯も成され、盛んに尊王復古の大義が叫ばれた、淺見綱齋の靖獻遺言蒲生君平の山陵志頼山陽の日本政記日本外史等がその氣勢を更に強く煽つたこと

は云ふまでもない、二千四百年代の中葉から漸く外患の事が激しく、二千五百十三年ペリーが通商の勸請を齎らすに及んで、遂に攘夷尊王の國論を沸騰せしむるに至つた。井伊大老の志向は誹議すべきものではなかつたとしても、恨むらくはその方策を誤つた、幕府爲に周章を極め、威信全く地に墮ちたのである。

慶應三年正月、明治天皇先帝崩御の迹を享けて、百二十一世の帝位に即かれる。六百六十年の武家政治が頽れて、此に再び王政を復古したのであつた。

明治維新
の意義

明治の維新が勿論王政復古の経過であることはいふまでもない。しかし、その政權の轉移は、どんな意味を以て成されたか。

思ふに、それは單に文字通りに王政の復古に過ぎなかつた。六百五十年の武家政治に對する反動として、尊王攘夷から進んだ尊王討幕に過ぎなかつた。唯破壊

* 嘉永六年である。

であつた、破壊の後の建設に付ては、仄かな豫想を有してゐたとは言つても、それに對する明らかな企劃の抱負は全然なかつた。従つて、統制の上に表はれた企劃は封建が正しく郡縣に代つたといふ政治的意味だけのものに過ぎない。三度冗言を反復するならば、明治の維新も又徳川氏の推移をそのままに繼承したものに過ぎなかつた。得るところは、政制の變改に伴ふ經濟的生活の實質的變化への契機となり、一の産業革命への橋梁を成した、といふ唯その一點だけであつて、五事の御誓約に表明せられた理想も、嚴密には決して十全に遂行されてゐない。而してそれは、徒らな形式への皮相に墮してゐるに過ぎないのである。

かくして農業を基本とする封建の搾取制度が、内外種々の資縁に基づいて遂に破れると共に、その舊制度の下に漸く發達しつゝあつた近世の資本家的搾取制度が樹立された。爰に於て地主と町人が武士に代つて現はれる。

私は先づ私の言説を進める前に、堺利彦氏によつて成された下の論文を*抜抄し、その後の経過を明らかにする。

上畧近世資本家階級がその發達の頂點に於て工業資本家を中心とすることは無論であるが、當時はまだ商業資本家の時代であつて、それが即ち所謂町人閥であつた。乃で町人閥の勃興が即ち武士階級を滅亡させた譯であるが、しかし町人閥と相並んで直接に武士階級の抑壓から解放された農業資本家（即ち大地主）が自由活動を開始した。彼等は武士階級からの解放が直接であるだけ、町人閥の發達がまだ十分でない間、却つて町人閥に率先して新社會に活動した。間もなくこの二階級が發達し混和して今日の紳士閥（即ち一般資本家階級）を形成したことは云ふまでもない。

然るに大地主が始め寧ろ町人に率先して活動したと同じく更に大地主に先

* 雜誌新社會所載維新史の教訓、

つて活動した者がある、それは即ち小士である、幕府の末年に於ける浪士の運動及明治の初年に於ける士族の活躍が之を證してゐる。故に幕府政治崩壞の根本原因は、町人閥の勃興にあるが、その町人閥勃興の勢力を實際に代表したものは先づ諸藩の小士であり、次に士族と大地主であつた。（士族と大地主によりて組織された明治初年の政黨が遂に所謂實業家を中心とする今日の状態に立至つた経路は、即ちよく右にいふところの變遷推移を示すものである）。然るに又第一維新の變革は、關ヶ原以來の徳川氏に對諸大名の關係によつて生じたのであつた。即ち三百年間徳川氏の威力の下に屈伏してゐた薩長等諸藩が黒船渡來を機會として幕府に反抗し始め、遂に復讐して之を僵したといふ表面の意義と形式とを有してゐる、故に當時に在りては徳川幕府が政權を失墜すれば、之に代るは者薩長諸雄藩そのものでなくて、諸雄藩の聯立政府であるかと考へられてゐた、實際明治新政府はさういふ性質をも有してゐた、しか

し本當の實際を言へば御政府の權力を握つたものは諸雄藩そのものではなくて、諸雄藩の小士であつた、新政府が直ちに四民平等を以て天下に號令したのは、小士を以て幕府に取つて代り、また小士を以て自己の主人及その同列たる諸大名の上に立つといふ情勢上大膽に階級觀念を打破する必要があつたものと目すべきである、勿論更にその根本に於ては地主町人の實力を代表して小士が政府に立つたといふ無意識の認識があつたものと目すべきである、故に新政府は直ちに中央首府に獨立の軍隊を作り、次第に各藩の軍隊を解散し、次いで藩籍奉還、廢藩置縣を斷行しかくて全く諸大名を亡ぼし、武士階級を亡ぼしたのである。

然るに、その後尙久しく藩閥の余力が持續されてゐたが、今日では先づ殆んど純全たる資本家的政府が出現してゐる、そしてそれに對して、新たに勞働階級（眞の平民階級）の勢力が勃興しかけてゐる下界」

第十一章 力壓の功過

封建の制度は一に武力に依立する。王代の頽廢によつて目醒めた人間露骨の野性が、遂には社會の破調をまで呼び起して、それが奔放自在に跳梁してから、兎に角封建の規制を確立するまで、凡そ四百年の變遷と過程とは、ギゾーが封建制度に免れ難き自然の特徴であつたと言つたその通りに、争鬭紛擾の歴史であつた。寸攘尺取、土地争奪の動亂が此の時ほど露骨に激しかつたことはない、さればこの勢を制壓せむが爲には、一に卓越な武力を必要としたこと素より言ふを俟たないけれども、兎に角この四百年の經過の間に、國民が如何にその弊竇に煩ひされたか。それは前數章の敘述に徒冗にまで縷説したから、その大概を髣髴することが出来たであらう。思ふにこの四百年の争奪の過程は、紀元二千二百年代中葉に於ける封建制度の成立そのものゝための準備の段階に過ぎな

かつた。以降二百六十年の國民生活は、この完全に成就された封建制度の殘塞の上に築かれたる發展の世界であるが故に、又二百六十年の政治の爲に、茲に四百年の準備を背景とするとも換言することが出来る。然らばその二百六十年の生活は社會生活なるものゝ根本的意義に於て、果して如何なる功過を有するか。

封建時代の
六百年の
生活史的
意義

私は王代から近世封建への變轉を説いて、社會的經濟的生活狀態の根本意義と内容の上からは、唯そのまゝの推移としてゐあつて、生活形式の變革に伴ふ政策の修訂に過ぎないと言つた。その意義と内容とが、舊態の儘で即ち四百年にも近く繼續したのである。而してこの四百年の過程の功過は明かであらう、それは單に後半二百六十年の生活への過程としての外に、殆んど得るところがない、而して王朝の頽壞をそのまゝに承繼して、それに整一の規劃を與へたと

いふのが、頼朝の事業であつた。されば我々の經濟生活は不合理のまゝに形を與へられて、そのまゝに固定せしめられたのである、それが再びその形を破つて自由に奔騰して時、戰國動亂の爭奪が始まる。然らば戰國の爭亂が終熄して、その統制の規式が完全に確立した時、其處に醇化された何等かの清新なものが遺つたか、その確立によつて我々の生活が果して幾分でも合理化されたか。

徒冗な反復を許されるなら、封建制度の確立は、唯頼朝によつて企てられた形式が、明確な體制の規模を成したに過ぎないから、經濟的には、その傳襲の生活狀態と形式とが、そのまゝに愈々固定したのであることは、已に之を前に述べた。家康はその統治の形式を更に一步進めて、茲に警察國家を將來したとは言つても、本質的には、傳襲の經濟組織をそのまゝに傳へたに過ぎぬ、成形の組織を在るがまゝに肯認して、暴力で以て壓迫した。具體的に言へば、中古土地制度の頽廢に萌した私有財産と搾取制度が、封建の階級制度と相結んで愈

再び世紀
の進行

々その基礎を固くし、體制を完うしたのである。唯その制壓の力が十分に全土に瀰蔓したため、劔戟の紊亂を防遏することが出来たのみである、しかし終には潜かなる潜勢の潮來を遏ぐことが出来なかつた。かくして二百六十年の治安の間に、それは益々その體制を整へ不合理の組織を固くした。

抑々封建の制度は、一に強力とその權衡の上に依立するによりて、個人の正義と自由とが絶對に否認せられた。特に武士でないもの、人格が全く認められなかつた、上古氏族制度の下に於ては、同じく個人的存在が或る意味に於て否認せられたとは言つても、局限的な意味で十分にその獨自性が尊重せられた、一の共產體の組成分子として、獨立の機能を營み、部分的獨立の存在を保有した。封建制度に於ては必らずしもさうでない、個人の勢力は、生活保全のための代償として、殆んど無制限に搾取せられる、觀念的には獨立の存在であり、

* 奴隸に於ては別であるが。

封建政治
の
嚴正批
判

武斷的支
配と人格
的價値

對等の關係に在りながら事實に於ては一のインストリウメントとして、支配階級の利己を助けるに過ぎない。專制も暴壓も、被支配階級の生活保全のためであつたと分疏するのは曲辯である、唯單に纒かに生きて行くことが果して眞實の保全を意味するであらうか。之等二の階級關係に於ける保全が、虐待であつたといふ斷定の立證は、更に別に近く一書を撰つてその變遷を綴らうと思ふから、今茲に之を説かない。

次にこの制度は、割據の疆塞を撥無することが出来なかつた。封建といふところが己に割據を意味する、封建制度は、この割據を根本的に撥無して、更に新しく其處に企劃せらるゝ組制でなくて、その割據の形式をそのまゝに、その分權の相互牽制と檢束の上に成立つものであるから、政治は即ち力壓である。されば、この制度から導き出される政策が、只管に戒嚴警察の武裝を必要とする

戒嚴警察
の武裝

ことは、素より當然である。

嘗に、諸侯の間に介在する城塞を破壊することが出来なかつたといふのみではない。諸侯と幕府との間にさへ城壁と疆塞とを必要とし、絶へざる窺竄と警戒との敵本思想の下に、僅かに武装の平和を維持する。されば、關津考察の嶮と煩瑣が、爲に交通の普及を阻み、四海具通の文明を啓くこと少くなかつた、只僅かに參觀交代の強行によりて、貨幣經濟の具通と、國民經濟の成立に資するところ尠くなかつたことは、豫期しない結果たるに過ぎなかつたであらう、之を要するに、封建の制度は到底活潑な經濟的活^カを企圖することが出来ない、蓋し經濟の機關は、常に政治支配の階級に利用せらるゝものであるから、特に壓制と階級制度に依立するこの制度の下に於ては、その少數なる支配階級の爲に、多數被支配階級の生産は、唯利己的に使用せられ、掠奪せられ、搾取せられるのみであつて、その政治的機能と力によつて合理的化せらるゝが如き、

● 瀧本精一博士論文徳川時代の封建制度。

自覺も節制もあり得ない。従つて自主自由なる經濟活動も行はれ得べき筈がないであらう。家康は政治的志向の上から、自らの統治を永遠に確保するため、封建の規矩と形式をそのままに承繼した、その中から巧みに漸次に武力の去勢を行つたが、その結果として當然起るべき商人閥の勃興を壓えんがために、重農の政策を振興して、經濟發展の道を遮らうとした、而かも彼が苛酷に蔑視させやうとした町人閥の私かな潜勢が、彼の政策*の弱點に喰ひ込んで、終に彼の社稷をも僵すに至つたことは、夢想にも豫期しなかつたところであらう。

されば、二百六十年の治安は、この力壓が如何によく徹底したかを意味すると共に、力壓も遂に潑刺たる經濟活動の潮來を、絶對に阻止することが出来ないといふとを立證するだけで、結局我々の生活状態の上からは、前代に異らぬ不合理の歴史である。唯封建の規制を内容的に更に進めて、警察國家の集權政治

* 封建國家から武力を去勢することを意味する。

へ導いたといふことが、一の發展であると云へないことはない、而してその發展が、明治の産業革命に移る橋梁を成したと謂へるだけである。けれども、假令形式の上からのみでも、何時までも封建を固守するらしく見えるほどに、それに執着したことが、甚だしく發展の道を阻止したことは謂ふまでもない。

第十二章 維新解放

明治の維新が、文字通りに王政の復古であつたといふことは已に前に之を述べた。それはまことに一の信仰の復活であつた。力に倦んだ國民が、その力の頽唐に伴ひ、外來の刺激と時勢の勢運に促されて、國民的傳統の精神と信仰へ甦つたのである。かくして、皇室が即ち國民思想の中心を扼するに至つた。

然らば、その維新によつて、國民の生活に如何なる變化を及ぼしたか。

之を窮極して考へると、維新の大業は、全く國民の思想的歸趨であつた。三百年の、若しくはそれ以上の、長い力壓に對する厭忌と反抗に基づく解放への要求であり、その具現であつた。かるが故に、その事業は、先づ解放の志向を第一義的信條として執行せられる。されば、維新の所由と、意義と、その企畫

の全體を根本的に一括して考察するためには、其解放の信條についての内容と限界を考へ且釋明するのが、むしろその捷徑でなければならぬ。

維新解放の信條は、個人性の確立と、従つて自由の提唱であつた。而して、それは、所謂明治天皇の御誓文に尤も明瞭に表現せられる。その五個條の總てを通じて表明せらるゝ理想は、國民平等の關與といふことであつた。即ち先づ階級の打破である。而して、各人自由な發展である。萬機公論に處せよといひ、上下心を一にして經綸を行ふべしといひ、官武一途云々といふも皆平等協和の聖旨を傳へられたものでないものはなく、庶民に至るまで各其志を遂げしめよといふところに、個人性の確立と自由と解放の理想を窺ふことが出来るであらう。この信條から導かれる結論は、政治に於て國民平等の參政となり、經濟に於て自由競争の發展となつた。而してそれは、素より事情と時勢の展開であり、國民思想の歸趨でもあつたが、しかし、外來の刺激に俟つところ甚だ鮮くなか

五個條の
御誓文に
對する
現行の
理想

つたことを忘れてはならぬ。従つて、國民の總ては靡然としてそれが唯エキゾチックなるが故に尊し、とするの模倣に走つた。されば、聖旨存するところの、眞實の理想を量り知ることが出来なかつた當代の爲政家によつて、如何に徒らに皮相な改革と改造が、唯無鐵砲に施設せられたであらうか。此時、一代の風潮を導いて、人間は、人間の爲に、唯人間そのものゝ生活のために、只管に利巧の擴充を力むべきであることを叫んだ福澤諭吉の言説は勇ましいもの限りであつた。けれども、時勢反動の激しい波濤に乗り上がつて、人間生活の全幅を見ることが出来なかつた雪池翁は、只管に唯、利巧の擴充を以て人間幸福の總てであり、その源泉であるかの如くに誤つた。此處から、更に更に聲を大きくして叫ばねばならなかつたものを閑却してしまつた。即ち、經濟的生活に於ける人間の不合理に對して、無關心な冷淡な態度に墮し了らざるを得ない不仕末に陥つたのである。

要之、維新の解放は、政治的意味に於てのみ、或る意義を有つと言ひ得るであらうが、しかしそれも己に前に説いたが如く、眞實な意味で解放の理想をよくしたのではない。五事の御誓文に表現せられた聖旨の、尤も大事な眞諦を閑却せられて、そのまゝにその舊態を遺存したのである。されば、經濟的には勿論、全く文字通りに放漫な解放をよくしたのみであつて、言ひ換ふれば、それはむしろ放任を意味する底のものに過ぎなかつた。

事實、吾々は依然として昔の如く、到るところに鐵鎖に縛られてゐるではな
いか。

維新と土
地制度の
内容

私は茲で主題に反つて、維新によつて土地制度に如何なる變革が持ち來され
たかを見るために、その制度の梗概を述べて右の意味を事實に反省し、而して

この一編を結ばうとす。

明治の土地制度は、その六年三月太政官布告第百十四號を以て施定せられた。
その所定に従へば、全ての土地を官有地と民有地との二つに別ち、官有地を更
に四種に殊つ。

第一種 皇宮地 (皇居離宮)

神地 (伊勢大廟山陵官國幣社府縣社)

民有にあらざる社地

第二種 皇族の賜邸

官用地 (官院省使寮司府藩縣本支廳裁判所警視廳陸海軍本分營其
他政府の許可を得たる所用の地)

第三種 山岳丘陵林藪原野河海湖沼池澤溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有地

ならざるもの鐵道線路敷地電信架線柱敷地、燈明臺敷地、各所の舊蹟
名區及公園等民有地ならざるもの、

人民所有の權理を失へる土地、

民有地にあらざる堂宇敷地及墳墓地、行刑場、

第四種 寺院大中小學校説教場病院貧院等民有地ならざるもの

以上の官有地には、地券を發せず第二種を除く地租を課せず、地方税を賦せざるを
法とし、府縣所有の地は地券を發せず、唯帳簿に記入するに止める。但此地に
在る官舎を貸渡す時は借地料を賦せられ、第三種の土地、人民の願によつて之
を貸渡す時も其間借地料を納めしめる。民有地は之を二種とし左記の殊別によ
る。

第一種、(一)、人民各自所有の確證ある耕地宅地山林等

(二)、人民が數人、或は一村、或は數村共同所有の確證ある學校病院郷

倉牧場秣場社寺等官有地ならざるもの、

第二種、(一)、官有にあらざる鄉村社地及墳墓地、

(二)、民有の用惡水路溜池敷堤敷及井溝敷地、

(三)、公衆の用に供する道路等

右の中、第一種には地券を發し、地租を課し、地方税を賦課する。但その賣
買は人民各自の處理或は共有者の協定による處理を自由に任せるが、しかし、
潰し地開墾等の如き甚だしく地形を變へるものについては、官の聽許に俟つべ
しとせられた。第二種も大略之に準じ、唯地券を發して地租地方税を賦課しな
い點に於て異なるのみである。

之を要するに、官有及官用の地には租税を賦課せず、民有或は民用の地と雖、
それが公共利益のためのものは之に準じて賦課を收めず、唯民有（その使役の

目的と所有の原因によつては、それが假令共有であつても、個人の所有と同様に看做される)に限つて租入を取るのを原則とする。即ち嚴密に國家的共存生活の意義に直接に關係あるものとなひものとを殊別して、總てその共存の直接目的の爲にするものには租入を繋げず、純粹に私有的財産そのもののみを取るといふが本義である。然らばその租法は如何なる手法の下に斟酌量定せられたであらうか。

總て、維新當初の方策は、單り租税のみでなく、萬般の節度と規矩を幕府の舊慣に取つた。元年八月の達に、諸國税法其土風ヲ辨セスシテ新法ヲ施行スルトキハ民情ニ戾ルニヨリ一兩年ハ姑ク舊慣ニ仍ルヘシ若シ苛法弊習等止ムヲ得ナル事故アラハ會計官ニ稟問シテ處置スヘシとあり、四年七月の布告には、今般藩ヲ廢シ縣ヲ置キシニヨリ租税ハ一般ノ法則ニ改ムヘシト雖モ因襲ノ久キ一

時ニ改正セハ却テ民情ニ悖ラン因テ本年ハ悉皆舊慣ニ仍ルヘシとある、けれども、從來の舊法、弊竇を積ね、民の利福を奪ふものは、總て之を撤廢して解放の新法を開いた。例へば種藝品種制限の舊制を廢め、或は田地賣買の禁を解き、質地の制令を定め、自由な物産繁殖の活路を開いたのである。加之、區々の舊法を整えんがため、地券を發行して各自所有の權理を固くし、地租改正の大法を布くなど、凡て海内齊一の統理を力行しやうとした。先づ明治元年十二月、新政府は布告を以て拜領地並社寺等除地ノ外村々ノ地面ハ素ヨリ都テ百姓所有ノ地タルヘキことを宣言して土地の私有を承認し、五年二月更に布告して地所永代賣買從來禁制ノ處自今四民トモ賣買所持スルヲ許スとの旨を述べて、愈々その所有權を確實にしたのである。之より先き四年十二月、政府はこの所有權の承認に基づく租課の大法を定めんとし、その第一歩として、先づ東京府下武家地町地の稱呼を廢めて地券を發行し、之が租入の課率を定めた。由來所在舊

來の租法劃一ならず、その稟申するものを査ふるに、或は三公七民なるあり、五公五民、六公四民、四公六民甚しきは七公三民なるもあつて錯雜極まりなく、且延米、合米、口米等の種類もあり、而して之を課するの疎密輕重甚だ異同があつた。乃で租法の權平を保たんがために地券税法施行の議あり、之に基き此新法を實施したのである。次いで五年正月、大藏省達を以て、地租年々地券額百分の二の收入を定められたが、六月更に改めて従前の無租地に限り百分の一とせられた。蓋し、市井の地素と無租に慣れたるが故に、新に之に租入を賦せんがためには、その率輕からざるを得ないからであつて、總て又他府縣をして之に準ぜしめんとするのである。即ち、六年二月制して、各地方市街地従前地子免除の分も悉く收租すべしとし、七月廿八日上諭を以て租税ハ國ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ従前其法一ナラス寛苛輕重率ネ其平ヲ得ス仍テ之を改正セント欲シ乃チ所司ノ群議ヲ採リ地方官ノ衆論ヲ盡シ更ニ内閣諸臣ト辨論裁定シ之

を公平畫一ニ歸セシメ地租改正法ヲ頒布ス庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン主者奉行セヨとの旨を達した。同時に、地券の調査を了り舊來田畑貢納の法悉く廢せらるゝに於ては、土地の代價に従ひ百分の三を以て地租とすべきことを定められ、且従前官廳及郡村入費等地所に課し收入するものすべて地價に賦課し、その金額は本租三分の一より超過すべからずと制せられた。従つて地租改正施行の後に於ては土地の元價に従ひ賦課するを以て、假令豐熟の年と雖増租せず、遠作の年と雖減租せざるを本義とする。大藏省建議の畧に曰く、嚮ニ全國一般地所ノ賣買ヲ許シ地券下附ノ規則發行アリ以テ前途地券税法ノ端緒ヲ開ケリ抑モ税法ハ獨リ地ヲ耕シカヲ勞スル者ニノミ課セスシテ物品ヲ消費スル者ヨリ出サシメ物産ノ繁殖ヲ誘導シ闔國ノ殷富ヲ資クルヲ以テ本旨トス地租ノ如キハ則チ耕耘勞力ノ者ヨリ收入スル所ニシテ輕課スルコト經濟ノ本旨ニ適スヘシト雖モ舊來ノ税法專ラ之ヲ土地ニノミ賦課シ其地ヨリ生スル

物品諸税ノ如キハ自然地租中ニ包含シ今即チ之ヲ區分シ難シ因テ姑ラク地價百分三ヲ地租ノ率ト定メン云々と。山間海岸其他の宅地較比するものなく地價定め難きものに於ては、一段十錢以上の租額を定め券面に記載する。又若し地租改正の後賣買沽却に際して、地價に高低を生ずることがあつても、それは、人民一時の好惡による評價に過ぎないから、地價は土地の實價により算定し、五個年の間はこの初價の評定に據るべきものとせられたのであつた、府縣市街地の租額は、從來百分の一を以て準率としたのを、地租改正後の分は、總て百分の三とし、十年一月、更に一般に減じて之を百分二半となさしめられた。地租の修定は、地租改正事務局に於て執行せらるゝものであつて、十四年略ぼその整釐を了したのである。

地積の單位は、從來石高を以て準律としたけれども、耕作年を経るに於ては地味に變遷あるを免れず、賦課舊に仍つて收量の高に繋ぐる時は、大にその平

準と妥當を失ふを以て之を改め地積そのものによるべきを定め、六年六月、達令を以て之を廢し、總て段別によつて換用すべしとせられた。丈量は六尺竿を以てし、一段を三百坪と定め、通常六尺一分を法度とする。桑茶麻藍甘蔗果實其他の類を種うるものも、米麥を植うるものと同一に看做し、その收穫の比準を以て検査し、地價の算定は收穫の實益によるのである。

開墾地即ち荒野及河海の附洲を開拓し、池沼を填埋して耕地となせるものについては、二年三月會計官の達令を以て、その目的の地域を當官に上申すべき旨を布達して、大に之が勧誘に力め、三年九月その規則を公布した。

府藩縣管内山林野沼及ヒ海岸附寄洲等ノ場所自費ヲ以テ開墾センコトヲ願出ルトキハ村内ハ勿論近傍村々故障ノ有無ヲ檢シ有益無害ナレバ段別五町歩ヲ限リ其管應ニ於テ許可シ鐵下年季^{*}地代永等至當ノ處分ヲナスヘシ

但些少タリトモ故障アレバ利害得失ヲ明辨シ民政部省ニ稟シテ可否ノ決

* 鐵下年季とは、開墾の難易成績を量つて納租を寛假する期間である。期滿ち地力熟するに及んで本田畑に編入するは高入である。

ヲ受クヘシ

二三四

五町歩以上ノ開墾ハ土地ノ種類ニ拘ラス段別其他故障ノ有無利害ノ原由ヲ記載シ且繪圖ヲ副ヘ總テ民部省ニ申稟シテ施行スヘシ

府藩縣入會ノ地或ハ管轄ニ關係シ用水ヲ分流シ一管内ト雖モ田畑ヲ潰シテ溝渠ヲ疏シ又ハ従前ノ養水溜池ヲ埋メ堤防ヲ毀テ或ハ川中附寄洲等水利ニ關涉スル地ヲ開墾セント願出ルトキハ地ノ廣狹ニ拘ラス土地ノ實況故障ノ有無ヲ精査シ繪圖ヲ副ヘ民部省ニ申稟シ指揮ニ依テ處置スヘシ

高入ハ段別ノ多少ニ拘ラス土地ノ品位ヲ檢査シ至當ノ免附ヲナシ民部省ニ申稟スヘシ

但一區百町歩以上并ニ管轄入交ノ場所ヲ檢スルトキハ民部省役員ノ立會ヲ請フヘシ

官費開墾ハ五町歩以下ト雖故障ノ有無利害得失ハ言ヲ須タス經費ノ數ヲ精算

シ土地ノ品類段別等明細ニ書記シ繪圖ヲ添ヘ民部省ニ申稟許可ヲ經テ功ヲ起スヘシ

管廳ニ於テ許可スル開墾地ハ段別其他畝下等ノ定メ并ニ繪圖ヲ詳明ニシ且申稟ヲ經テ免許スル者ハ唯段別ノミヲ記シ毎年十二月限り民部省ニ稟報スヘシ此命は、五年正月、開墾希望者ノ取捨を入札によつて定め、賣下げることとなつてから自然的に消除せられたが、更に開墾を名として濫に山林を伐り盡すの弊によつて賣下の令も停禁の止むを得ざるに至つた。

耕地を變更して溝洫を穿ち、堤防を築き、郷藏を設くるは、之を潰し地といひ、從來はその貢租を免じて之を高内外と稱したが、石高廢止の後之を段別引と稱へた。五年九月の大藏省達によれば、従前ノ高内外ヲ問ハス、郷藏敷村圍穀藏敷ノ類惣テ人民ニ關係ノモノハ地券ヲ定メ一村總持トスヘシとある。堰料堤敷道敷川床敷等の類も無稅地として定められ、凡て荒地は所有主ありと雖回復

二三五

の年季を定めて無税とする。所有主なきは、入札によつて拂下となると勿論であつて、民有地荒地の處分に付ては、十年一月その規則を布告せられた。荒地とは、山崩川欠押堀石砂入河原成池成川成海成湖水成等の天災に罹つた土地を謂ひ、所有主に十年間無代價の券證を下付せられる。その年期に至り回復の處置を講ずるも尙原形に復しないものには、更に十年以内の年期を繼ぎ、猶依然として功なければ之を收公して荒地の名籍を除き、全く川海湖池即ち官有に歸せしめる。

宅地については、前に述べたやうに、四年市街地券法を東京府下に施行し、次いで京阪の二府其他の市府に及ぼし、始めて全國宅地課税の法制を定めたのであるが、その以前に於いて、政府は先づ府下諸藩の邸地を制限し、而して尙徳川氏臣隸士卒の居宅所謂武士地を區處し、その收税の法をも設けた。拜領地社寺等除地の外市街の地面は、都て町人の名籍による券狀たるべきものであつて、身分

違の者買取る時は、必ず名代を出し、町内の諸役を勤めねばならない。舊來の郷士百姓町人等の内、由緒を以て宅地地子の免除を受けたものにも一切相當の地税を課したのである。

地券の検査は、五個年を制規としたが、しかし、期に到らずして賣買するか、或は天災による變地のために書替を要するは此限りでない。凡て家作ある一區の地域を宅地と唱へ、山野の嶮岨を鑿平し、河海池沼等を埋堆して宅地となしたるもの、非常の勞賃を要せしに對しては、耕地と同様相當の免税季間を許され、各宅地には各町等級の殊別を設ける。地價は即ちこの等級を基準とするのであつて、實地の丈量には凡て坪を用ひ、一坪の地積は耕地の一步積に當らしめる。

社寺領は從來貢税及諸賦役を蠲免し、或は一般政令の外に置いたけれども、維新後其境内を除くの外悉く上地せしめ、其舊領の額に應じて遞減祿を給付せられた。山野に就ても漸次管理の法條を定め、明治五年券狀を付與して官公私有

の殊別を明確にし、その收税は耕宅地と同じく其地價に准ぜしめるのであつた。かくして、全國の田地悉皆地券を發行し、その齊正を期したのであるが、そのためには當然所有隱蔽の弊に對する制裁の規程を必要とし、即ちその法規を定めた。四年正月の達に近來農間ニ於テ竊ニ空地ヲ開墾シ又ハ持地ニ切添作取ヲ爲ス隱地ノ類或ハ荒地起返ヲ申立テヌ或ハ無願ニシテ畑田成田畑成及ヒ田畑ヲ屋敷ニスルノ類ハ之ヲ矯正セサレハ追々經界紊亂遂ニ許多ノ罪人ヲ出サン府藩縣各管廳ニ於テ懇篤ニ説諭ヲ加ヘ漸々定制ニ歸セシムヘシといへるに基づき、其後幾度か許多の制裁の條文を布告せられたのである。

地券法は、その後之を停廢し、單にその所有の名籍と地目地種地價等の詳細を官廳の簿帳に登録するに止めたが、爾後の推移と現今の規制は、本書の主旨でないから之を茲に省略する。

之を要するに、地券とは土地の所有に對する政府承認の券證である。それは素より從來所有の原因を精査し之を考定したのであつて、即ち所有の規矩を畫一に正確に定めたといふに過ぎない。乃で吾々は今、その土地所有の本義と限界について一通り考へて見なければならぬ。

土地所有の權理が、國家に對する人民各己の直接關係に於て設定せられたのは大化大寶の律令によつて統治せられた一時期と、明治維新を除いては、外に嘗て無かつたと言へるであらう。素より、その内容や限界については、大化大寶に於けるそれは、明治に於けるそれに較べて餘程限定的なものには違いないけれども、あらゆる意味に於いて、明治の維新は、大化の改新の再興であり、更生であつたやうに思ふ。唯その間に、隨分に向しい歲月と變遷があつた爲に、民情紛雜して大化大寶の當時の如き根本的な改造と統轄とを能くすることが出

來なかつた。随つて、「悉テ舊慣ニ仍ル」といふ上諭が示すやうに凡てはその在るがまゝの肯定と是認に終始した。されば、吾々は、大化の當時に較べて明治維新に於ける民権が、著しく廣汎に伸張してゐる事實を見追ふ事が出来ないであらう。國家がその法權を振つて土地私有の根本を打破した大化の改新と、土地私有の規矩の上に樹つて、進んでそれを整釐是認した明治の維新を較べて考へると、誠に興味ある時代的對照を看取する事が出来るではないか。維新のかくの如き經濟上の解放は、個人性の尊重といふ信條に基づくものではあつたであらうけれども、亦一面からは、その在るがまゝの状態と制度を肯認せざるを得ない事情にあつたといふことを看過してはならない。自由な競争も發展も、まことに止め難き時代の勢なのであつた。

封建の世界に於いて、諸侯がその領邑に對する權理は、單に彼が所有するそ

の方域の知行者であるといふに過ぎなかつた。即ち極めて包括的な一の政治的支配權に過ぎない。而して實際に於ては、寧ろその下に在る地主が直接にそれを所有した。諸侯が收める經濟的の收益は、その土地に對する政治的權力から導き出される一の果實であるといふに過ぎない。故に一度轉封の沙汰に接すれば、その土地を捨て、その人民を棄て、それらに對する總ての權利を失つて仕舞ふ。維新の版籍奉還とは畢竟彼等の改易に過ぎなかつた。従つて、上地した結果は、地主の所有權のみが、一の權理として残され、同時に、國家の確實な承認を受くるに至つたのであつて、この事は地主や百姓には、非常な利得のやうに思はれるが、しかし、彼等の立場に立つて考ふれば、唯大名に政府が代つたといふ關係の變革だけで、租法が合理的に施行せられ、それらの人格が認められたといふ外には、封建時代と少しも意味を異にしてはゐない。土地に對する所有の權利といつても、實際は特定の人が特定の土地に對して、特定の地役

權を有するといふに過ぎず、權理ではあつても、それは人民が大名に對する關係としてではなく、人民が人民に對するものとしての權利に過ぎないといふ點に於ても、決してその意義と限界とを異にしてはゐないといふことを曉る事が出来るであらう。

かくの如く觀じれば、明治の維新は、王政の復古といふ形式的な意味を除くの外には、多くの意義を有つものでないと述べた私の旨趣が、容易に瞭解出来るであらう。即ち大體に於いて、大化の改新の再現であつたが、しかし、その爲政の旨趣や志向に於いて同じいやうな方向と内容を有したにも拘らず、歲月と時情の變遷は同じき形式の表現を許さなかつたといふ點に於いて異るといはねばならぬのである。

第十三章 回顧

今全章節を回顧して、その間に動く過程の機微を察するに、凡ての變遷の間に不斷に跳梁する一の惡魔の影を見遣すことが出来ない。それが我々の生活を支え、且進め、且廣くした、人間の生活と歴史は、その舞踊と足迹である。それは抑えても抑えても尙且活潑に踊る、抑えずば底止するところを知らぬまでに潑刺として激しく踊る。バイブルの惡魔は十字を切れば逃げるであらう、これは神權の尊貴を以てするも、地上何ものも尊貴と威嚴を以てするも、遂に壓え付けることの出来ない絶對の權威である、權威は多くは近づくことを許さぬ威容を備へることを恒とするも、之はその威容を喪ふことなくして、容易に人を惹き付ける。惡魔が人を惹き付けるのではない、人が惡魔に抱きつくのではない、人そのものが惡魔なのである、我々がその化身だからである、それは

人各々の腹腔に集ひ、而して激しく踊る、佛者は之を我欲と教へた、ダーウキニズムで自己發展の根本動向と呼ぶ。

人間の生活はこの根本動向の表はれである、所謂經濟的活動も政治的活動もこの動向の表現に過ぎない。但し前者は自己擴充としての發展であり、後者は純全の意味で自己發展としての發展であるが故に、彼は常に質實に、之は華なるを常とする。

この動向は、必然的に葛藤を止むなくする、蓋し自己發展は、根本的に自己に立脚し、自己に執着するものであるが故に、尤も個人的であることを本質とする。されば、各々の發展は、遂に互に征服の葛藤を呼び起さずには居られない、我々の生活と歴史は、根本的にこの無限の發展と征服の動向の上を流れる。

殆んど凡ての歴史が、拳の權利とその搏撃に終始するのはこの故である。

而して、この征服の結果から、階級の觀念と制度が起つた、奉仕と支配の觀念と關係が生れた、經濟的には特に都ての富の自己集中となり、政治的には權力の把持となる、而かもこの二つの活動は、根本的に唯一の動向に根據して、たゞその方向を異にするに過ぎない故に、密接な親和性を有する。

已にこの二つの活動が協力した時、經濟力は政治力を愈々尖鋭に、政治力は經濟力を愈々活潑にして相互を助長指導する、かくて專制と搾取が十全に執行せられる。所謂法律と道德とは、その專制と搾取に對する是正の志向に基づくと見るべきで、是正することによつて奉仕を當爲とすると共に、支配を安固にするための志向に原づくとするを妥當とするらしい。我等は之を即ち奴隷道德

と稱する。

人間が、各自にその自らの權威に目醒めて、共存の意識に對する自覺と反省を篤敏にし、人格主張の熱情を激しくするまでは、奴隸服従の道德が一部を壓伏したこと勿論であるが、それが地上に葛藤を全く撥無したのでは決してない（階級闘争は、決して意識的に、社會的に昔から成されたのではない、之が意識的に自覺的に行はれるやうになつたのは、極めて近代である）。我等の過去が、幾千年の尙しきに亘つて争鬪と搏噬の連続であつたことがそれを明瞭に立證する。

原始社會の共和の生活が、この提言を雄辯に否定するといふものがあるかも知れない、しかし、原始的な基礎社會の生活に於ては、血族の資縁に繋がるもの

が一體としての團結であるから、社會それ自體が一の自己であつた。されば幾つもの單位社會の間には、勿論それを否認することは出来ない、加之、その一群團の中でさへこの葛藤がなかつたのでは決してない、唯戰の劍が明らかでないだけである、社會的でなかつただけである。

國初創製の支配關係は、唯單に征服によるやうな單純なものではなく、宗族觀念に基づく一種の宗教的關係に於てあつたが、兎に角天皇の大權によつて一統の治制が布かれた。而してその下には階級の嚴制が行はれ、政法と道德の規律も行はれた、而かも社會生活の體制そのものが、經濟活動の増長を容易にするものであつたと共に、文化の發展に伴ふ體制の頽壞から、愈々その撥地の跳梁を逞うして糜亂の極に達した時、更生の革新が行はれた。

その革新が即ち大化の維新である。

その維新の志向と内容と破滅の事情は、再び之を反復しない、要するに人生の本来に導つて、その各自の妥協と均衡とを政治の力で保たうとした、而かも、無限に擴がらうとする本来の力は、道徳と法律の制壓を破り、制度の規律を打破つて茲に頽廢奔放の世界を現するに至つた。

封建力壓の政制が、即ち大化の政策に代つて行はれる。

封建の制度は暴壓の方策である、本来の跳梁を壓迫することによつて治平を劃する、大化の新政は本来の解放と指導であつた、解放は亂れを更に廣く且深くしたるによりて、之はそれを暴壓する、暴壓なるが故に非道を止むなくせしめ

られた、素より暴壓は治平を齎らすためには太甚だその策を得たるものではあつた。しかし、力壓によつて招齎された治安の下に行はるゝ非道ほど、著しく不合理なものはない、それは露骨な争戦の社會に於けるよりも更に甚しき不正が潜む、ドストエフスキーがその「カラマゾフ兄弟」の中で説くやうに、人間こそ動物以上に殘虐である、彼は同類を十字架に繋げるほど、殘虐な締め方を知らない、同類の肉を貝殻で削ぎ取るほどの慘鼻な殺し方を知らない（西紀第二三世紀に行はれたアレキサンドリアの宗教的搏噬に於て、マニ教徒は異教徒として生きたまゝ皮を剥ぎ取られ、その皮には再び物を詰めて人間の剝製を拵え、ジョンデシヤプールの都門に曝されたといひ、稀世の女流學者ハイペシアが希臘の哲學を奉ずるために、又異教徒として、教會の前で群がるクリスチアの爲に、貝殻で肉を削がれて死んだ話は周知の事實である）人間が賢くなればなるほど殘虐の方法が愈々科學的加工に進み、似而非宗教的是正に進む、封

建の治安が尤もよく行はれたといふ徳川氏の治世に於て、見えざる劔の鋒先が如何に下民を窘窮したか。^{*}

思ふに治安が支配者を主とする利己に於て希求せられたからである、支配が本質的には征服だつたからである。純粹に民衆幸福の爲の志向によつて、治安が希求せられたのではないからである。鎌倉の治政に於て、特に室町の時世に於て著しくさうであつた。

けれども、要するに力壓は地上に姑らく治平を齎らした、しかし遂には經濟的活動といふ惡魔には克てなかつた、そのみは抑え盡すことが出来なかつた。政治力と經濟力の扞格である、徳川氏の優秀な支配力も遂には經濟力に克てなかつたのである、彼の破滅は單に支配權力の把握と確保によつて、下に跳梁す

^{*} 本庄法學士著經濟史考第六篇參照

る經濟活動は之を容易に制馭すべしと安んじた缺陷に基づく。

百篇斐然として章を成した王朝の制度も、室町の專制も、徳川氏三百年の法治の規矩も政策も、遂にこの惡魔を制壓することが出来なかつた。戰國時代の動亂は、この惡魔が尤も甚だしく跋扈した時代である。この惡魔の前には劔戟も意味を成さない、道德も法律も制度も皆悉く必らずそれから氓びに至る。明治の聖世も、大正の盛代もこの惡魔が公然として横行する。

爲政家は、先づこの惡魔の正體と力に對して、正しい觀察と省量とを計らねばならぬ。爲政家は單に爲政家たる以上に、哲學者以上に聰明であらねばならぬ。先づ自己に徹底してその深い凝視を窮めたなら、その姿が即ち人羣の姿であることを知るであらう。その力が、即ち時勢といふ大きな力となることを悟

るであらう。其處に悪魔の正體と力に對する偉大なる發見と省量が成される、爲政の事實は先づこの絶對に抹殺することの出来ない本然の凝視の上に成さるべきものである。この反省と自覺が政治を一の勇ましい聖戰の事業とせしむるにあらざれば、我々の生活は永遠に世紀的逆行の反復と不公正に畢らねばならぬであらう。この悪魔は抑えても抑え盡すことが出来ぬ、解放したなら底止するところを知らぬまでに跋扈する、我々の過去の歴史が遂に失敗に了つたのは、この自覺に基づいてその事業が成されなかつたからである。

歴史と現前の事實は、我々に搏噬を超越した温情と相互扶助の本然の存在を教へる。宗教が如何に墮落しても、神を必要とする我々の心は戾びてはゐない、神はまだ嘗て生れない、と叫んだニイチエの言葉そのものが、即ち神を求める。熱情の聲でなかつたとは誰が言ひ得やう、ドストエフスキーが言つたやうに、

不思議なことは、此世に神が在るといふことではない、神を必要とするその人間の心である、そのやうな不思議な一のためしひが我等の心の一隅に巢つて其處に又博大な愛の炎も燃え立つてゐる、惻隱といひ同情といひ犠牲といふやうな美しい一面が、どんなに性惡の人間にも確かに存在するといふことは到底之を拒むことは出来ないであらう。エーリングがその或著書に於いて、社會を規制する法の本源と力を窮めやうとした時、互讓制約の徳の力を章末に附説しやうとしたにも拘らず、叙述を進めてそれを仔細に考査するに従ひ、遂にはそれが見出すことの出来ない大きな一の社會力となつてゐる事實に遭會し、別に一冊の刊書となさるを得なかつたといふことに考へて見ても、その深い根據の存在を曉ることが出来るであらう。けれども、それ故に、直ちに、人間が本質的に然れりと肯認することが出来るであらうか。

序説にも極めて簡単に説き及んだやうに、所有の意識も、意志も、それが依

立する個人的意識も、それが發生するためには、先づ自他の殊別と交渉即ち社會生活といふことを第一の條件とする。故に純全な意味で、所有の觀念が人間の本質だと言ふことが出来ぬやうに、凡ての情操も徳性も、この長く幾千年にも亘る人間の社會的生活の經驗と訓練と反省によつて招齎せられ、進化せしめられた教養に基づくものといふことは出来ないか。思ふにそれが本性であるか、いかの徒冗な贅論を敢てすると、吾等は多くの必要と興味を認めない、人間の歴史―我等が知り得べき時間的範圍の―とそれが生み出した事實によつて考へる時、人間の生活が、より強く他人を侵害するを以て本質とする利己主義に支配されてゐるといふ動かすとの出来ない事實だけは、之を承認せざるを得ないであらう。而して相互扶助の徳操と生活が、深い人間の要望であるにも拘らず、余りにもその精神力の弱少に過ぐる悲しい傾向を肯認せざるを得ないのである。

かくの如くにして、我々はこの惡魔の力が意外にも甚だしく強いことを知る、法の強制がこの奔放を制壓し、善導するためには、素より先づその強制の執行が、尤も正しく行はるゝとによつてのみ法は法としての意義と存在を有ち得、さること勿論であるが、しかし、果して之が十全な意味で絶対にそれを制扼し得るものであらうかどうか。假令この利己の本然に抱擁して、其處から惣ての制度と法律とを導き出すとしても、果してそれで永遠に十全に人間の葛藤を地上に撥無する事が出来るであらうか。

恐らくは、恐らくは、それでも遂に悲しい失敗に畢らねば止まぬであらう。

嘗に、爲政家にしてこの惡魔に對する自覺と省量が透徹されたのみでなく、人類の惣てがそれを完全によくしたとして、爰に合理的な相互扶助の人類生活が

地上に齎されたとしても、悪魔の力は余りにも強く我々の情操と意志と、全人格を激しく振盪する、而して再び紊亂が起ることを止むなくせらるゝであらう。けれども、

この自覺がよく人類に透徹すれば、自らの姿を凝視すると共に、人はそれに對する評價にまで向上し得ないほど動物的ではない。向上し得ないものが全くないほど非精神的ではない。その一部の先覺の情操と心熱と啓導は、人類全體を率ひてかくの如き自己反省と自己の評價にまで向上させずには措かないであらう。

この評價から、人類は自己に對する戰が始まる。自らの腹腔に跳梁する、悪魔に對する眞實に自覺ある宣戰が始まる。人類全體としての自己分裂の悲劇と葛藤が始まる、十全な意味で、相互扶助への自己克制と訓練が初まる。

我等は、前にも述べたやうに、その發生の原因と理由に於て、如何に功利的なものであつたにしても、我等の心の一隅には、又美しく正しき一の胚子を包藏してゐる、利己の世界に全くそれと矛盾するやうにも見える愛他の徳性を涵養した、我等の腹腔には悪魔が巢うと共に、その同じき胸腔には神が宿つてゐるではないか。

この神が、我々を無限向上の道へ驅り立てる。この神と悪魔の戰が私の葛藤である、而してそれはやがて我等の葛藤とならねばならぬ、又ならしめねばならぬ。

その神は正しくて、而かも甚だ全能でなく、強くない。惣ての人間が、否、寧ろ僅かに一人の人間と雖、その悪魔を滅ぼして神に成りおほせることは、誠に百年河清を俟つにも等しいであらう。されば、この社會的不公正を正すする

ためには、向上の一路を進むためには、先づ法の正しき強要を必要以上に必要とし緊急とする。制度の正しき改造を痛切に要望する所以である。

けれども、その葛藤は何時の時代に終熄するか。

怖らくは、永遠につづくであらう。

而かもその自覚ある人類的自己征服の生活まで何時到達するか、それも斗り知ることは出来ない。

少くとも、其處まで人類を導くためには——偉大なる人類のコオペレーションで導くためには——佛陀の本生談にあるやうに、自分の腕に火を放つて、その燃ゆる腕をさく上げて號ぶにあらずんば、到底この世の闇は開けぬであらう。

戦が我等の務である。

戦が我等の道德である。

かくして、人類は向上の一路を進む、神への一路を辿る。假令幾度敗戦を反復しても、起つては再び闘ふところに、人類の神になる意志がある、それは貴きしかし悲しい聖戦である。

茲に人間根本動向としての自己發展の醇化があり、聖化がある。

私が此主張は、單に心の更改のみに依立すべしとする偏見からなされたものではない、更改よりも先づ眞實の凝視から導かれる自覚を促すに過ぎない、その自覚の上に立つて始めて物的條件の更改が生れるにあらざれば、寧ろその更改の事業が、その自覚そのもの、發露であり創造でなくては、人間の葛藤が單に人

間の搏噬に了らざるを得ないが故に、徒勞の反復に畢るべきを叫ぶのである。若しこの自覺にして眞實に振起せられるならば、假令幾度徒勞に了つても、地上に成される惣ての更改の事は、人類一體としての事業として、向上への戦としての意義を齎らさずには措かないであらう。

この自覺への一步として、我々が先づ打破せねばならぬ當面の事業は、資本主義的思想である、奴隸的思想である、而してそれから招來される經濟組織である。科學的に寧ろ「富の神化」*にまで宗教的にも進んだ社會的病弊である。而してかくの如き經濟組織の確立と發展によつてのみ、地上に無上完全の幸福が招來せらるべきものとする迷信に基づく政治組織である。之を要するに、地上から根本的に奴隸的思想と組織の惣てを拂拭するにあらざれば、絶對の自由と獨立と公正とを現することは出來得ない、私はコールとメローがその「産業的自由の意味」^{**}なる一書の中に書いた「人間は到るところに於て鐵鎖に繋がれてゐる。

* 長谷川如是閑氏論文富の神化、

** Cole and Mellor: Meaning of the Industrial Freedom.

而して個人のにしろ國家のにしろ、兎も角奴隸であることが、人間を墮落させるものだ、と言ふことを人々が感得するに至るまでは、人間の鐵鎖は破碎されないであらう。文明の病弊は多數者の物質的貧困と言ふよりは、むしろ自由及自信の精神の廢頽である。世界を變革する革命は「改良」を育成する「温情」からではなく、自由ならんとする意志より生ずるであらう。人々は相互依賴の關係を十分意識して相共に行動するに至るであらう」といふ文句や「彼等の目的は、賃銀労働者がその下に於て常に苦惱しつゝある苛酷の程度を減少することではなく、奴隸制度を可能ならしめる諸原因を永久に絶滅することである」といふ言葉に滿腔の熱情を捧げて同感する。それは獨り經濟組織そのもののみでなく、あらゆる生活の根本に就いて熱烈に叫ばれ、實行せられねばならぬことを深く信ずる。

今や時代は、漸く私の云ふこの争闘へ方向を進み初めた。悪魔の蹂躪に、無残にも毀られたランスのカシドラルに、聽ては更に新しき正しき覺醒と革命の鐘が、勇ましく勇ましく鳴り響くであらう。

—— 畢 ——

外 篇

第一章 税制沿革大要

—— 主として三浦文學士著日本法制史の記述に據り、參考のために爰に掲げる ——

上古の税制

上古の税制は略々中古と同じく、人民に課するに租庸調の三種を以てした。租は土地に徴し、庸はその勞役に繋け、調は人民の製作生産に取る。横山由清氏の考證に従へば、大化前所謂屯倉の租法は、中古の地子田公營田の如くであつて、その収入の多寡は知ることが出來ないけれども、國造や縣主などが支配する輸租田の租法は、大略中古の所制に異るところがないらしい。田令集解古記の文政事要略令足勘文などには、大化に田籍三百六十歩に定めたのを再び二百五十歩とし白雉三年大寶に更に改めて三百六十歩としたと言つて、二百五十歩の制

租税

を令前の制と言つてゐる。而してこの二百五十歩の地は、上代の所謂五十代の田籍に當るから、大化改制以前の舊制に復つたのであらう、今田租沿革要記によつて大化以前の租法を表示すると

歩曲尺 段

糶米 京升

租米 京升

方七、二 二五〇歩即ち今の三百六十歩

一、五〇六三九餘石

四、五一八餘斤

となる、曲尺方七、二尺を一步とするの田籍は、高麗尺にしてその方六尺に當り、五歩を一代といふ、然らば一段の地は五十代となり、一町は五百代となる。右の表により一石五〇六三九餘の糶米に對しては、租米四升五一八餘となる故租率三分となる。即ち三公九十七民の準律である。租法甚だ薄きに過ぐるやうにも見えるが、此外に更に貢調庸役の賦課が加重せらるゝからであらう。

徭役

徭役は兵役及宮城、池溝、道路、橋梁、堰堤等の修繕營作の務に服する體役の賦課を稱する。崇神紀に、十二年春二月丁丑朔丁亥詔曰中略更校人民令知長

幼之次第課役之先後とあるから、人民一人の服役一年幾日の定率、長幼の序に遵ふ先後の制度等を概定せられたのであらうけれども、今その詳細を知ることが出來ぬ。又聖德太子憲法十六の條に、使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服とあるによつて推度すれば、徭役の賦課に特別の斟酌が成されたことも知ることが出来る。而して歸服の輩には多く土工を課したといふ、例へば、古事記仁德天皇の條下に、又役秦人作茨田堤及茨田三宅とあり、應神紀に、三年冬十月辛未朔癸酉東蝦夷悉朝貢即役蝦夷而作厩坂道とあるによつて知ることが出来るであらう。

貢課

貢は物品の貢獻である。古語拾遺に、磯城瑞垣朝六年始令貢男弓弭之調女手末之調今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等此緣也とあり、古い淵源と由來とを有するであらうけれども、それが確定せられたのは崇神天皇の時らしいといふ。弓弭之調とは、男子山野に獵して取るところの獸皮であつて、手末の調とは女子の手

工品即ち絹布の類をいふのである。後貢の賦課は降伏の輩にまで必らず之を行ひ、若しその定額を缺ぎ、或は之を怠るものあれば必らず之を追求した。貢はまた定額のものゝみでなく、國郡の長など隨時土宜の珍とすべきものをも供献したらしい。

大化以後の制

大化以後にありては、庶政大に刷新の規矩を定め、租法もその制令を一定せられた。二年の大詔に由れば、其三曰中畧凡田長三十歩廣十二歩爲段十段爲町段租稻二束二把町租稻二十二束云々とあり、一段は即ち三百六十歩、一步は高麗尺の方五尺今大尺の方六尺と同じで、量は減大升にして令の大升と同じく、所謂唐の大升である。而して一步の穫稻二春得米減大升の一升を得るとすれば、京升の四合〇五八に相當し、一段の租稻七十二束春得米減大升で三斛六斗の租稻は二束二把京升四升四合六勺餘に當る、即ち租は収入の約百分の三を以て基準とするの

租法

であつた。

大化以後、慶雲三年九月多少の改革があつたけれども、大體に於て異點なく、下つて元明天皇の和銅六年大に權衡度量の規制を更め、従つて租稻の準率を更定せられた。

凡そ度の大小尺は唐の大小尺と同じく、大尺は大寶令の小尺曲尺九寸七分八厘に當るであつて、量は大寶令に唐制に倣つたのを改め、令以前の大升を以て大量とした、和銅租法の定制に従へば、

一步 和銅大尺方六尺 令の方五尺の一步と同じ

穫稻一把三八

春得米六合九勺四

一段 三百六十歩 長三十歩 廣十二歩

穫稻五十束

春得米二斛五斗 大升、京升の一石四斗六升一合に當る、

此穫稻一束五把租米七升五合 京升の四升三合八勺

一町 三千六百步 近世の一町一段四畝二十三歩餘に當る

穫稻 百束

春得米二十五斛 大升、京升にて十四石六斗一升に當る、

此租稻十五束租米七斗五升 京升にて四斗三升八合餘なり

右は上田の稻であつて、田種に従ひ別に中田、下田、下々田の殊等を設けた

故に、租稻十五束を準としてその租率を致ふれば 主税式による

- 上田 穫稻 五百束 租率 百分の三
- 中田 四百束 十五束 八十分の三
- 下田 三百束 十五束 百分の五
- 下々田 百五十束 十五束 十分の一

となり、平均の租率約百分の五となる。従つて口分田の授給は、田品の上中下を一家數人に按分して分與し、租稻相通じて率百分の五に充たしめた。即ち令及令以前の租率に較べて百分の二を加重したのである。

官に收むるところ、田よりするものに租の外別に地子がある。即ち諸國の剩田 口分田等の剩田である、を、春時その租に相當する價を收めて一年間百姓に貸與し その價を賃といふ 春特別に價を納めず、秋收の後之を納めしめる 之を租と呼ぶ ものであつて、地子は官に收める一の小作收益である。地子を輸するが故に、その田を輸地子田といひ、田種によつて輸租田と區別する、凡て地子は、田品によりその率に差異があるけれども、大概五分の一を準則とした。

- 上田 一町の穫稻 五百束 一町の穫米 二十五斛 地子 米 五斛
- 中田 四畝束 二十斛 八十束 四斛
- 下田 三百束 十五斛 六十束 三斛

下々田 百五十束 七斛五斗 三十束 一斛五斗

輸地子田は、原則として、特例の外は一般に、地子の外定制の租税を輸するを常とした。又祥瑞、災害、大儀、典禮等種々の原因から、一地方或は全國の田租を、時にその一部或は全部を免除することもあつた。例之、文武天皇元年八月に、御即位の大禮によつて租を免じ、持統天皇四年、元明天皇の二年、下つて桓武天皇の延暦三年に、造營、遷都、行幸等によりて之を免じ、又文武天皇の三年、元明天皇の和銅七年には、祥瑞、災異によりて、元正天皇養老四年、聖武天皇六年には軍事上の大事により、聖武天皇の神龜三年、元正天皇の養老六年には秋收の豊凶により、稱徳天皇神護景雲二年、光仁天皇寶龜十年には孝義を稱し、窮乏を賑恤せんが爲に租税の免除を行はれたのであつた。

調の賦課は、大化改新の際、盡く、舊來の賦役を廢めて之を田と戸とに徴せられ、調副物を課することとし、且その品種を一定した。孝徳紀によれば、田

調

一町より收むるものは絹一丈廣二尺半 絁廣同上 布四丈廣同上 とし、一戸より布一丈二尺副物鹽贖、百戸より中馬一匹、二百戸より細馬一匹とせられる中馬は馬の中品なるもの細馬はその上なるも 先きに掲げたやうに、崇神天皇の頃から以來久しく男女共に調を課したが、改新以降調の賦課は男子のみに限定せられるやうになつた。然るに、令では更に戸別の調を更めて人別の調を定められた、即ち正丁二十一歳より六十歳に至る 次丁六十歳以上 中男十七歳より二十歳に至るもの により正調を收受し、別に又調副物を加重する。

正 調

正丁

次丁

中男

絹	八尺五寸 <small>廣二尺</small>	長四尺二五	長二尺一二五
絁	八尺五寸 <small>廣同上</small>	長四尺二五	長二尺一二五
美濃	六尺五寸 <small>廣同上</small>	長三尺二五	長一尺六二五
絲	八 兩	四 兩	二 兩

綿 一斤 八兩 四兩
 布 二丈六尺^{廣二尺四寸} 長一丈三尺 長六尺五
 望陀 一丈三尺^{廣二尺六寸} 長六尺五寸 長三尺二五

調副物としては、染草紙油管等の類を人別に納むるもので、その種類も後には多殊多様の品目に亘つた。

京畿の地は、特に内國の民を寛優するの意圖から、別にその制を定めて、正丁の調布一丈三尺^{廣二尺四寸} 次丁六尺五寸、中男三尺二寸五分を輸納せしめる。元明天皇の和銅年中及元正天皇の養老年中、聖武天皇の天平年中、平城天皇大同年中に於て、その品目と數量の改定が成されたことは、その異同に於て多大の變異もないから、茲には之を省略する。

庸の制は、大化の改新で更に庸布、庸米の規式を定め、戸別にこれを徵收した。凡そ仕丁は舊の三十戸毎に一人であつたのを更めて、五十戸毎に一人を以

て諸司に充て、五十戸を以て仕丁一人の糧に充てる。一戸の庸布一丈二尺、庸米は五斗とし、采女は郡の少領以上の姉妹及子女の姿容端麗なるを買し、一戸を以て采女一人の糧に充て、庸布、庸米は仕丁に準ぜしめた。即ち

一戸 五十戸 百戸
 布一丈二尺^{若しくは米五斗} 仕丁^{一丁}各一人 采女^{從丁}各一人^{從女}
 一戸布米同上 二人一戸布米同上

とせられる。然るに大寶に至り、孝徳天皇の制戸を以て徵庸の基本とせられたのを更めて、之を人に徵するととなされた。賦役令に、凡正丁歳役十日若須收庸者布二丈六尺一日二尺六寸須留役者滿三十日租調俱免役日小者計見役日折免通正役並不得過四十日次丁二人同一正丁中男及京畿内不在收庸之例其丁起役之日長官親自點檢并閱衣糧周備然後發遣若欲當國郡人及遣家人代役者聽之劣弱者不合即於送薄各丁具註代人貫屬姓名甚匠歌當色雇巧人代役者亦聽之とあるが如く、正丁次丁皆役があり、之を免せんとせば代人を以てし或は庸を以てする。

而して邊土の民夷類に近く、身を以て役に服するに便なく、庸を以てせんとするも、其地確確にして中國の生活とは大にその民度を異にするものある時は、當路の官憲をして、臨機之が斟酌をなさしめた。同じく賦役に凡邊遠國有夷人雜類之所應輸調役者隨事斟量不必同華夏とある。

其後又役の日數を減じ、或は庸の量を少くし、又は之を舊に復したともあり庸布を銀錢に換へたともあるけれども、殆んど皆この規律をその準則とした。

平安朝以後の制

王朝綱紀の弛廢に隨つて、上古以來の土地制度が頽廢に了つたことは、前に本論の叙述に於て之を明らかにしたから、爰に再び反復しない。要するに、庶政の頽壞に伴つて税法の規矩も紊れざるを得なかつたのであるが、その間には又幾度かの更改も成された。延暦十三年所謂不三得七の法を變へて不二得八の制とし、同十九年には又不三得七に復し、墾地窮民にはその狀を察べて特に不

四得六を許された。之から天長八年に至る間此法に據つたらしく、その後貞觀四年畿内の租率を増加した、和銅六年の法を變へたのである。即ち徭役を復して田租を増し、段三束を制としたけれども幾くもなくして又舊制に復し、延喜四年田租の率穫稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田百五十束に對して、一段十五束即ち上三公九十七民、中四公九十六民、下五公九十五民、下々一公九十九民となされたが、後長保年中又斗升の改革あり、和銅の租法全く廢せられた。上田一段の穫稻五十束、中田四十束、下田三十束、下々田十五束、租穀一斗五升平均七公九十三民の制となつたのである。

凡て當代公田の租は、臨時人に假して佃作せしむるを以て、その租口分田よりも多いのを常則としたが、中古土地制度の基本となるべき莊園は、その種類から言へば尙公田に類似するによりて、租も亦隨つて重く、且調庸の消廢に基

づいて、賦租が一に田地の上に繋けられるやうになると共に田租は益々偏重せらるゝの傾向を招來した。保元平治以後に於ては殆んど四公六民五公五民の間にあり、この外に正税、地子、社寺種々の税租を諸方面に加重したのである。田には公田即ち國郡の所屬地、私田即ち王臣社寺武家等の庄園其他種々の田種があつたけれども、一般に庄園の租率を以て準とし、國郡の地も亦之に習ふに至つた。

今貞應二年四月、淡路國國領庄園地頭註進に賀茂郷の租税を述べて、賀茂郷の内六町二反二十步三斗山田保の内二町四斗神代保の内二町八反三百五十步一斗五とあり、若狭國實檢太田文には田五町四反三百步内六斗四升三反一石一反八合代百五十步八斗二町一反八十步五斗二町百四十步六斗八反二百九十步合所當三十五石八斗一升六合二勺餘東寺文書とあり。又東大寺要錄に載する五郎權正等寄進狀弘安元年七月の條には、東大寺佛餉田料所事として、伊賀國名張郡新庄領の内

* 北條氏執權の時調庸全く廢せらる。

一田五反小所當三石六斗、大和國法貴寺一田一段所當六斗、山城國大隅庄の内田二段所當七斗、大和國法花寺の前字櫻梅田一段所當三斗、伊賀國名張郡出作領の内田一段所當四斗五升などありて、田品の高下により異同紛雜の觀があつた。又東寺百合古文書に載する、文保二年六月東寺領丹波國大山庄年貢請文に、百姓の稟請により上田一段七斗五升、中田一段五斗七升、下田一段四斗五升の斗代を定むるによつて、之を田の穫米に較査すれば

田地	穫米	租米	租率
上田一段	一石五斗	七斗七升	〇、五
中田	一石三斗	五斗七升	〇、四四弱
下田	一石一斗	四斗五升	〇、四

となる。故に當代の租率は、五分乃至四分で多きも六分に上るものはなかつた

らしい。文治年中に創められた兵糧米は、前に述べたやうに庄公平均の主旨に基づいて成されたものであるが、段別五升とするを以て、之を田租に加重すれば 田租の率は左の如くなる。

田種	租率	兵糧米率	合率
上田一段	〇、五	〇、〇三三余	〇、五三三余
中田	〇、四四	〇、〇三八	〇、四七八
下田	〇、四	〇、〇四六	〇、四四六

地子

地子は、鎌倉時代に至つて稍その種を異にし、寺社領若しくは町地等に課したものでらしい、壽永元年八月頼朝が鶴岡の僧禪齋に麥島の地子を免じ、東寺百合古文書には康元元年六月東寺領請文に、八條院町所務の地子收納云々の文字が見えることによつて推度することが出来るであらう。その賦率に至つては、

素より之を知ることが出来ないけれども、東大寺古文書文永八年のものに、山城東大寺燈油料水田一段は八斗代の地子なり云々の記述によつて、僅かにその一斑を窺ふと出来る。

社寺税は、社寺領に繋るもので、收穫の半分或はその幾分を幕府に納めるものである。壽永元年僧禪齋の免地子の如き、又吉田社文書に見ゆる建仁元年正月の運上絹に關する幕府の令達の如きを以て推度することが出来るであらう、而してその多少と品種とは社寺により各々同じくない。

小成物

その外に、山林、原野、河海、池沼に係る年貢がある。中古期では、之を調庸としてその生産に賦課したもので、定額定額の物を年々に幕府に納める。所謂小成物と稱するは即ち之で、後に徳川時代に小物成と呼んだものである。

南北分争の一期に於ては、庶政に確乎とした統制がなく、随つて課税の法制

南北朝の租法

も方所に従つて甚しい寛嚴の差等あるを免れなかつた。例へば妙國寺文書に、貞和四年七月十七日反別二十文毎年沙汰の外天下加徴萬雜公事等の他役なし云々とあり、同書に又、五年二月尾張國妙興寺保証進に田畠十六町九反三百歩の濟物は糸七十兩綿五十兩絹一匹四丈大豆五石八斗一升六合云々の記載を示し、應永元年上野國新田庄得河田畑目錄には

- 一、田壹町八段 分錢十貫三百文 一段に 錢五百七十二文二分二厘餘
- 一、田貳段 分錢六百文 一段に 錢三百文
- 一、田四町五段 分錢十貫三百文 一段に 錢二百二十八文八分八厘餘
- 一、畠八段 分錢一貫六百文 一段に 錢二百文
- 一、畠六段 分錢一貫文 一段に 錢百六十六文六分六厘餘

とあり、同十七年十二月付の東寺百合古文書には山城國紀伊郡烏羽平里二十七坪の田一段毎年出貢十二合升定にて八斗とあり、又古文集錄中の文書に、田五

段は年貢米二斗八升此料八百文畑四段は四百文云々とあり右によりて新田莊の租率を計算すれば下記の如くなる

- 一、田一段 二石〇三升
- 一、田一段 一石〇五升餘
- 一、田一段 七斗八升餘

但米價に高低なしと見做す

平均一石二斗八升餘

之は甚だしい重税であるけれども、足利氏の政治漸く整ふに及び、大略四公六民を以て準とするに至つた延徳三年北條長氏五公五民なりしを改めて四公六民を制したり後奈良天皇天文二十二年足利義輝諸國に布令を示達して、自領私領を論ずることなく、一國毎に檢註を加へて全石高を擧げしめた。所謂天文の檢地であるが、其石數千八百六十八萬三千六百九十六石あり、此租を四公六民の準率に従ひ、五合摺として計上すれ

ば、租米は略々次の如くなるであらう

總石數 一八六八三六九六、〇石

租 穀 七四七三四七八、四石

租 米 三七三六七三九、二石*

正税その他の租法は、鎌倉時代と異數はない、唯國內靜謐ならざるの故に阻滯すると屢々であつたが、しかし全體として漸く加重誅求に赴くの傾向を示した。

豊臣氏の租法

豊臣氏時代に至り、正親町天皇天正十四年正月十九日、令達を公布して米穀三分の二を公に納め、三分の一を以て自らの所得とせしめたことは、前代四公六民の租率を上げて俄に二公一民としたかの觀があるけれども、實は、群雄割據の當時に於ては大概この租率を以て誅求したのであつて、中にはこの租率を附越するものもないではなかつた。故に當代二公一民の重税も、敢て前代に

* 章末に細別の表あり、大日本租税志の所載による。

較べて負担の重きを感じしめなかつた。加之、その他幾多の課役に於て減消されたものが鮮くない故、平均すれば四公六民の租率を保持したと言へないことはない。文祿の檢地に就ては、その大略を本論に述べたから、爰に徒冗の反復を避けて田品と租率を表示すれば

田地 曲尺		穫穀 京升	穫米 京升	租米 京升
上田	一步 廣六尺 <small>三</small> 寸	一、〇〇	〇、五〇	〇、三余
	一段 步三百	三〇〇、〇〇	一五〇、〇〇	一〇〇、〇〇
中田	一步 三千步	三〇〇〇、〇〇	一五〇〇、〇〇	一〇〇〇、〇〇
	一段 步	〇、八六	〇、四三	〇、二八
下田	一步	二六〇、〇〇	一三〇、〇〇	八六六、六〇
	一段	二六〇〇、〇〇	一三〇〇、〇〇	八六六、六〇
下田	一步	〇、七三	〇、三六余	〇、二四
	一段	二二〇、〇〇	一一〇、〇〇	七三三、三〇

一町	二二〇〇、〇〇	一一〇〇、〇〇	七三三三、三〇
畠地 曲尺	穫穀 京升	穫米 京升	租米 京升
一步 方六尺三寸	〇、八〇	〇、四〇	〇、二六
上 畠			
一段 三百歩	二四〇、〇〇	一二〇、〇〇	八〇、〇〇
一町 三千歩	二四〇〇、〇〇	一二〇〇、〇〇	八〇〇、〇〇
中 畠			
一步	〇、六六	〇、三二	〇、二二
一段	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	六六、〇〇
一町	二〇〇〇、〇〇	一〇〇〇、〇〇	六六六、六〇
下 畠			
一步	〇、五三	〇、二六	〇、一七
一段	一六〇、〇〇	八〇、〇〇	五三、三〇
一町	一六〇〇、〇〇	八〇〇、〇〇	五三三、三〇

右の表を以て之を慶長三年全國總石高に充つれば、全國出租の標準額略々次のやうになる、

全國石高 一八五〇九〇四三三七四〇〇
 租 穀 一二三三九三六二石四九三〇
 租 米 六一六九六八一石二四四七*

後陽成天皇天正十六年四月、正税を止め、別に洛中の地子をもつてこれに代へ、永制となさしめた。禁中御料銀地子五千五百三十兩、仙洞六宮御料米地子八百石、諸門迹諸公卿料江州高島郡八千石と註せられる。およそ、地子は各都市一般に課徴せらるゝものであるが、特に種々の功績若しくは何等かの關係によつて全免せらるゝもあり、別に山林原野及町村等種々の雜税がある。

江戸時代の租率は、各地方若しくは各領主によりて同じくない。四公六民とするものあり、五公五民或は六公四民又は更に之より重きもある、けれども、直

江戸時代の租法

* 章末表示參看大日本租税志による。

轄地は大抵五公五民を以て準律としたらしく、延寶六年の豆州換地條目其他歴世の檢地條目によれば、凡て上田一反の穫米一石五斗租米七斗五升、中田一石三斗租米六斗五升、下田一石一斗租米五斗五升、下々田九斗租米四斗五升となる。次いで將軍綱吉の貞享三年始めて田畠の種五等の殊別を定め、其上に上々、其下に下々を分つて、總て上々、上、中、下、下々と定めた。租米の賦課は、一步の扱高を知り、之を切半して租とし、五合摺を以て準とする

貞享田租表

曲尺	刈扱京升	石盛京升	租米京升
一步 方六尺一	一、〇六	〇、五三	〇、二六
上々田 一段 三百歩	三二〇、〇〇	一六〇、〇〇	八〇、〇〇
一町 三千歩	三二〇〇、〇〇	一六〇、〇〇	八〇、〇〇
一步	一、〇〇	〇、五〇	〇、二五

* 石盛とは賦租の爲に定めた穫米の率である

上田	中田	下田	下々田	一步
一段	一段	一段	一段	〇、八〇
一町	一町	一町	一町	〇、四〇
一步	一步	一步	一步	〇、二〇
三〇〇〇、〇〇	二六〇、〇〇	二二〇、〇〇	一八〇、〇〇	
一五〇〇、〇〇	一三〇、〇〇	一一〇、〇〇	九〇、〇〇	
七五、〇〇	六五、〇〇	五五、〇〇	四五、〇〇	
〇、二六	〇、四三	〇、三六	〇、三〇	
八〇、〇〇	〇、八六	〇、七三	〇、六六	
一六〇、〇〇	二六〇、〇〇	二二〇、〇〇	一八〇、〇〇	
一六〇、〇〇	一三〇、〇〇	一一〇、〇〇	九〇、〇〇	
八〇、〇〇	六五、〇〇	五五、〇〇	四五、〇〇	
〇、二五	〇、五〇	〇、三六	〇、三〇	
一、〇〇	一、〇〇	二二〇、〇〇	一八〇、〇〇	
〇、五〇	〇、五〇	一一〇、〇〇	九〇、〇〇	
〇、二五	〇、二五	五五、〇〇	四五、〇〇	

貞享畠租

一步、 〇、八〇 〇、四〇 〇、二〇

上々島	一段	二四〇、〇〇	一二〇、〇〇	六〇、〇〇
	一町	二四〇〇、〇〇	一二〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇
上島	一段	二二〇〇、〇〇	一一〇、〇〇	五五、〇〇
	一町	二二〇〇〇、〇〇	一一〇〇〇、〇〇	五五〇、〇〇
中島	一段	一八〇〇、〇〇	九〇、〇〇	四五、〇〇
	一町	一八〇〇〇、〇〇	九〇〇、〇〇	四五〇、〇〇
下島	一段	一四〇〇、〇〇	七〇、〇〇	三五、〇〇
	一町	一四〇〇〇、〇〇	七〇〇、〇〇	三五〇、〇〇
下々島	一段	一〇〇、〇〇	五〇、〇〇	二二、〇〇
	一歩	〇、三三	〇、一六	〇、〇八

一町 一〇〇〇、〇〇 五〇〇、〇〇 二二〇、〇〇

仁孝天皇天保年中の改正全國石高によりて右の準率に従ひ得る處の租米は

總石高 三〇五、八九一七石八三九三

租穀 一五二七九四五八石九一八八

租米 七六三九七二九石四五七四

となる。

田租の賦課は、大抵左記數種の方法による。

田租賦課の方法

一、檢見取、毎年課税地の豊凶如何を檢定し、以て租税の高を定むるの法で、古來水旱蟲霜等の害により、租税の減免を行つたのに淵源する。此法はその率に於て異るところはないけれども、年々の作毛は同じくない故、租額も亦年々異なるを常態とし、收税者の會計上不便が多い。

一、定免取、課税地收穫の豊凶を五年若しくは十年を通じて平均額を作り、之に定率の租税を賦課し、一定の年限内は多少の豊凶を問はない、而して必ず定額の準率を高により租納を強行するの法で、唯水旱の大損害には特に之を検してその幾分若しくは全部を減免する、之を破免といふのである。此法は鎌倉時代から行はれ、秀吉の豊後檢地にも之を用ひ、收税者にとつては甚だ便宜ではあるが、納税者は豊年の時必らずしも餘裕を遣さず、凶年の困難却つて甚しいといふ非難を有する。

以上の二種は、江戸時代常用の方法で、その中世までは二法を併用し、或は時々換用したが、八代吉宗の享保六年令して次第に各地方に定免取を實行せしめ、唯特に定免に不便な地方にのみ檢見取その他の方法を執行した、爾來家重家治の時代には益々定免取の法を奨勵し、殆んど全國に亘つて實施せられた、その外には

一、段高場取 がある。河湖池沼の近旁若しくは草生地等收穫の極めて不定で、而かもその額甚だ多からざるものは之を高以外に置き、單に反別を定め輕税を課するもので、享保年間武藏國の秣場を開き一反に役米三升を課した如きは即ち之である。

一、見取場 河邊、山麓、原野等僅少の地域内に百姓が開いた地を見取場と言つて、その課税に定見取と屋敷見取の二の方法がある。定見取はその作毛に定額の輕租を課するもの、屋敷見取は屋舎を建てたものに輕租を定賦するものである。

山林、原野、河海、池沼等の生産に課する小物成の賦租は、一の總名であつてその中に年貢あり、或は役あり、或は手あり、例へば山年貢、山役、山手米といふが如く、年貢は反別に賦課し、役手は反別を定め高い高以外の土地に賦課する。その種類一國の中でも、少くして百を下らず、多きは千以上にも及ん

だであらう。
 商工、漁獵、運送、橋津等惣て營業に賦課する租税の中に、運上、冥加、役、分一等の別がある。運上とは所本と定率あるものをいひ、冥加とは上請して納むるもの、役とは夫役に基づき現物若しくは永錢を以て上納し、分一とは賣高の幾分を納むるものである。嘉永年中江戸諸座の運上金と問屋の種別を列記する。

運上冥加
分一役

菱垣廻船積仲間六十五組藥種問屋	金二百兩	木綿問屋	金千兩
大傳馬町組十組藥種問屋	金二百兩	鐵銅物問屋	金四百兩
墨表問屋	金三百兩	打物問屋	金百兩
下り糖問屋	金二百兩	藍玉問屋	金二百兩
水油問屋	金五百兩	蠟問屋	金百兩
練綿問屋	金千兩	錫鉛問屋	金五十兩
瀬戸問屋	金二百兩	船具問屋	金三十兩

繪具染草問屋	金百兩	同上	新組	金三十兩
紙問屋	金三百兩	丸合組煙草問屋		金二十兩
練香問屋	金百兩	丸合組白粉紅問屋		金二十兩
鯉節鹽干魚問屋	金百兩	丸合組扇問屋		金十兩
雪駄問屋	金百兩	茅町組雛人形手遊問屋		金二十兩
皮問屋	金二十五兩	扇問屋		金二十五兩
江城二國藥問屋	金五十兩	草履問屋		金二十兩
眞綿問屋	金百兩	干鯛魚押粕魚油問屋		金二百兩
通町内店組小問物諸色問屋	金百五十兩	古手問屋		金五十兩
三十軒組下り蠟燭問屋	金十兩	奥州筋船積問屋		金二十兩
下り蠟燭問屋	金三十五兩	色油問屋		金三十五兩
丸合組小問物問屋	金四十兩	一番組二番組塗物問屋		金六十兩
丸合組釘問屋	金十兩	菅傘問屋		金十兩
丸合組墨筆硯問屋古組	金三十兩	廻船下り鹽仲賣問屋		金六十兩

糸問屋	金五十兩	空樽問屋	金七十兩
酒問屋	金千五百兩	丸藤問屋	金十兩
大坂足袋商人	金十五兩	下り索廻問屋	金三十兩
生布海苔亭肩問屋	金五十兩	綿打道具問屋	金二十兩
藤繩問屋	金七十兩	茶問屋	金百兩
煙草問屋	金三百兩	人蔘三藏圓渡世	金二十兩
銅釜問屋	金百五十兩	定・飛脚問屋	金五十兩
下り傘問屋	金百五十兩	菱垣廻船問屋	金百兩
吳服問屋	金五百兩	菱垣廻船沖船頭	金二百兩
醬油酢問屋	金三百兩		

此外、諸國に於ては漁獵製造等の運上冥加等殆んど枚舉に遑がない。就中酒、油、船、車、駕籠、水車、山臘、漁業等皆嚴重なる規定があつて、漁業中鯨の如きに關しては、吏員現場に出張し、その大小形狀を圖し、賣買に于涉し、嚴

重に檢察を加へた後、その運上を定むる等の規定もあつた。

幕府は又、その末世諸國に貿易を許してからは、その税法を確定せず、只賣買の運上に止めたが、孝明天皇安政四年八月改めて和蘭と條約を結び、翌年米國と修好條規を交換して、始めて海關税を一定した。

租穀租米准算表

以下の表は皆大日本租税志の載掲による。第一表は佐野氏筆記に基くもので、石高は天正文祿の間に創まるが故に、原書は後人の記すところに係るであらうといふ。後奈良天皇の天文二十二年足利義輝諸國の守護をして畿内七道の地を檢し、得るところの石高の計數である。後世即ち天文の繩と稱する。當時政化遍からず、檢察の遺漏によつて奸隱の田地都集を洩るゝものもあるのであらう。租穀は四公六民の準率に順ひ、租米は租穀を五合摺として計出する。

第一表

國名	石高	租穀	租米
石	石	石	石

租穀租米准算表

越 越 佐 丹 丹 但 因 伯 出 石 隱 播 美 備 備 備
 中 役 渡 渡 後 馬 轎 者 雲 見 岐 磨 作 前 中 後

三八二〇九八、〇	一五二八三九、二	七六四一九、六
三九〇七七〇、〇	一五六三〇八、〇	七八一五四、〇
一一〇三〇、〇	四四一二、〇	二二〇六、〇
二六三八八七、〇	一〇五五五四、八	五二七七七、四
一一〇七八四、〇	四四三一三、六	二二一五六、八
一一〇七七三、〇	四四三〇九、二	二二一五四、六
八八五二〇、〇	三五四〇八、〇	一七七〇四、〇
一〇〇九四七、〇	四〇三七八、八	二〇一八九、四
一八六六五〇、〇	七四六六〇、〇	三七三三〇、〇
一一一七七〇、〇	四四七〇八、〇	二二三五四、〇
四九八〇、〇	一九九二、〇	九九六、〇
三五八五三四、〇	一四三四一三、六	七一七〇六、八
一八六〇一八、〇	七四四〇七、二	三七二〇三、六
二六一七六二、〇	一〇四七〇四、八	五二三五二、四
一七六九二九、〇	七〇七七一、六	三五三八五、八
一八六一五〇、〇	七四四六〇、〇	三七二三〇、〇

三〇〇

安 岡 長 紀 淡 阿 讚 伊 土 筑 筑 豐 豐 肥 肥 日
 防 門 伊 路 波 岐 豫 佐 前 後 前 後 前 後 向

一九四一五〇、〇	七七六六〇、〇	三八八三〇、〇
一六七八二〇、〇	六七一二八、〇	三三五六四、〇
一三〇六六〇、〇	五二二六四、〇	二六一三二、〇
一四三五五〇、〇	五七四二〇、〇	二八七一〇、〇
六二一〇四、〇	二四八四一、六	一二四二〇、八
一八三五〇〇、〇	七三四〇〇、〇	三六七〇〇、〇
一二六二〇〇、〇	五〇四八〇、〇	二五二四〇、〇
三六六二〇〇、〇	一四六四八〇、〇	七三二四〇、〇
九八二〇〇、〇	三九二八〇、〇	一九六四〇、〇
三三五六九〇、〇	一三四二七六、〇	六七一三八、〇
二六五九九八、〇	一〇六三九九、二	五三一九九、六
一四三〇七〇、〇	五七二二八、〇	二八六一四、〇
四一八三一三、〇	一六七三二五、二	八三六六二、六
三〇〇九三五、〇	一二〇三七四、〇	六〇一八七、〇
三四〇二二〇、〇	一三六〇八八、〇	六八〇四四、〇
一二〇〇八八、〇	四八〇三五、二	二四〇一七、六

三〇一

隨摩	二八三四八二、〇	一一三三九二、八	五六六九六、四
大隅	一七五〇五七、〇	七〇〇二二、八	三五〇一一、四
壹岐	五三〇二、〇	二二二〇、八	一〇六〇、四
對馬	八二〇五、〇	三二八二、〇	一六四一、〇
通計	一八六八三六九六、〇	七四七三三四七八、四	三七三六七三九、二

三〇二

第二表

本表は、慶長三年檢地目錄の所載によるものであつて、之を前表天文の檢註計數に比すれば、石高に於て十七萬四千六百五十二石二斗六升を減殺するにも拘らず、租額四百八十六萬五千八百八十四石九升三合餘を増加してゐるのは、二公一民の租率に準つたからである。即ち租穀は石高三分の二、租米は五合摺で租穀二分の一である。

國名	石高	租石	租米
----	----	----	----

國名	石高	租石	租米
山城	二二五二六二、〇	一五〇一七四、七	七五〇八七、三
大和	四四八九四五、五	二九九二九七、〇	一四九六四八、五
攝津	三五六〇六九、一	二三七三七九、四	一一八六八九、七
河内	二四二一〇五、八	一六一四〇三、九	八〇七〇一、九
和泉	一四一五一二、七	九四三四一、八	四七一七〇、九
伊賀	一〇〇〇〇〇、〇	六六六六六、七	三三三三三、三
伊勢	五六七一〇五、一	三七八〇七〇、一	一八九〇三五、〇
志摩	一七八五四、九	一一九〇三、三	五九五一、六
尾張	五七一七三七、四	三八一一五八、三	一九〇五七九、一
三河	二九〇七一五、〇	一九三八一〇、〇	九六九〇五、〇
遠江	二五五一六〇、〇	一七〇一〇六、七	八五〇五三、三
駿河	一五〇〇〇〇、〇	一〇〇〇〇〇、〇	五〇〇〇〇〇、〇
伊豆	六九八三二、〇	四六五五四、七	二三二七七、三
甲斐	二二七六一六、〇	一五一七四四、〇	七五八七二、〇
相模	一九四三〇四、〇	一二九五三六、〇	六四七七六八、〇
武藏	六六七一二六、〇	四四四七五〇、七	二二二三七五、三

三〇三

越能加越若出隨下上信飛美近常下上安
中登賀前狹羽奧野野渡扉渡江臨總總房

四五〇四五、〇
三七八八九二、〇
三九三二五五、〇
五三〇〇〇八、〇
七七五三七九、〇
五四〇〇〇〇、〇
三八〇〇〇〇、〇
四〇八三五八、〇
四九六三七七、〇
三七四〇八三、八
一六七二八〇六、〇
三一八〇九五、〇
八五〇〇〇〇、〇
四九九四一一、〇
三五五五七〇、〇
二一〇〇〇〇、〇
三八〇二九八、三

三〇〇三〇、〇
二五二五九四、七
二六二一七〇、〇
三五三三三八、七
五一六九一九、三
三六〇〇〇〇、〇
二五三三三三、三
二七二二三八、七
三三〇九一八、〇
二四九三八九、二
一一一五二〇四、〇
二一二〇六三、三
五六六六六六、七
三三二九四〇、七
二三七〇四六、七
一四〇〇〇〇、〇
二五三五三二、二

一五〇一五、〇
一二六二九七、三
一三一〇八五、〇
一七六六六九、三
二五八四五九、七
一八〇〇〇〇、〇
一二六六六六、七
一三六一一九、三
一六九四五九、〇
一二四六九四、六
五五七六〇二、〇
一〇六〇三一、七
二八三三三三、三
一六六四七〇、三
一一八五二三、三
七〇〇〇〇〇、〇
一二六七六六、一

三〇四

周備備備美播石隱出伯因但丹丹佐越
防後中前作磨見岐雲耆播馬後波渡後

三九〇七七〇、〇
一七〇三〇〇、〇
二六三八八七、〇
一一〇七八四、〇
一一四二三五、〇
八八五〇〇〇、〇
一〇〇九四七、〇
一一八六六五〇、〇
四九八〇〇〇、〇
一一一七七〇、〇
三五八五三四、〇
一八六〇一八、七
二二三七六二、〇
一七六九二九、〇
一八六一五〇、〇
一六七八二〇、〇

二六〇五一三、三
一一三五三、三
七五九二四、七
七三八五六、〇
七六一五六、七
五九〇〇〇〇、〇
六七二九八、〇
一二四四三三、三
三二二〇〇〇、〇
七四五一三、三
二三九〇二二、七
一二四〇一二、五
一四九一七四、七
一一七九五二、七
一二四一〇〇、〇
一一一八八〇、〇

一三〇二五六、七
五六七六、七
八七九六二、三
三六九二八、〇
三八〇七八、三
二九五〇〇〇、〇
三三六四九、〇
六二二一六、七
一六六〇〇〇、〇
三七二五六、七
一一九五一一、三
六二〇〇〇六、二
七四五八七、三
五八九七六、三
六二〇五〇〇、〇
五五九四〇〇、〇

三〇五

安	長	紀	淡	阿	讚	伊	土	筑	筑	豐	豐	肥	肥	日	慶
門	伊	路	波	波	岐	豫	佐	前	後	前	後	前	後	向	摩
一九四一五〇、〇	一三〇六六〇、〇	二四三五五〇、〇	六二一〇四、〇	一八三五〇〇、〇	一二六二〇〇、〇	三六六二〇〇、〇	九八二〇〇、〇	三三五六九五、〇	二六五九九八、〇	一四〇〇〇〇、〇	四一八三一三、〇	三〇九九三五、〇	三四一二二〇、〇	一二〇〇八八、四	二八三四八二、七
一二九四三三、三	八七一〇六、七	一六二三六六、七	四一四〇二、七	一二二三三三、三	八四一三三、三	二四四一三三、三	六五四六六、七	二二三七九六、七	一七七三三二、〇	九三三三三、三	二七八八七五、三	二〇六六二三、三	二二七四八〇、〇	八〇〇五九、〇	一八八九八八、五
三四六	六四七一六、七	四三五五三、三	八一八三、三	二〇七〇一、三	六一二六六、七	四二〇六六、七	一二二〇六六、七	三二七三三、三	一一一八九八、三	八八六六六、〇	四六六六六、七	一三九四三七、七	一〇三三一、七	一一三七四〇、〇	四〇〇二九、五
九四四九四、二															

大	壹	對	通
隅	岐	馬	計
一七五〇五七、二	一六七〇四、八	五八三五二、四	一八五〇九〇四三、七
一二三三九三六二、五	六一六九六八一、二		

第三表

仁孝天皇の天保三年四月、令達して諸國萬石上下其外一村限新田及改出高を註進せしめ^{天保}今地方凡例録の記載に基いて、此令に従ふ稟報を表示する。石高に於て、之を前表に比すれば千九十四萬九千八百七十四石一斗を増加し、租穀に於て二百九十四萬九千六百四十六石四斗、租米百四十六萬九千七百四十八石三斗を増加してゐる。以て田野開拓の勢頗る進んだことを知ることが出来るであらう。本表は五公五民の租法を以て租穀を推算し、之を五合摺にして租米を示すものである。

國名 山城 大河 和泉 攝津 伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 伊豆

石高	租穀	租米
二二〇一三一、八	一一五〇六五、九	五七五三二、九
五〇一三六一、七	二五〇六八〇、八	一二五三四〇、四
二九三七八六、六	一四六八九三、三	七三四四六、七
一七二八四八、〇	八六四二四、〇	四三三二二、〇
四一七三九九、一	二〇八六九九、六	一〇四三四九、八
一一〇〇九六、五	五五〇四八、三	二七五二四、一
七一六四五、五	三五八二二五、七	一七九一一二、九
二一四七〇、四	一〇七三五、一	五三六七、六
五四五八七五、八	二七二九三七、九	一三六四六八、九
四六六〇八〇、七	二三三〇四〇、四	一一六五二〇、二
三六九五五二、六	一八四七七六、三	九二三八八、一
二五〇五三八、八	一二五二六九、四	六二六三四、七
三一二一五九、三	一五六〇七九、七	七八〇三十一、八
八四一七一、三	四二〇八五、六	二一〇四二、八

相模 武藏 安房 上總 下總 常陸 近江 美濃 飛騨 信濃 上野 下野 陸奥 出羽 若狹 越前

二八六七一九、八	一四三三五九、九	七一六八〇、〇
一二八一四三、一	六四〇七一五、五	三二〇三五七、八
九五七三六、二	四七八六八、一	二三九三四、一
四二五〇八〇、五	二二二五四〇、二	一〇六二七〇、一
六八一〇六二、六	三四〇五三一、三	一七〇二六五、七
一〇〇五七〇七、五	五〇二八五三、七	二五一四二六、九
八五三〇九五、三	四二六五四七、七	二一三二七三、八
六九九七六四、三	三四九八八二、二	一七四九四一、一
五六六〇二、三	二八三〇一、二	一四一五〇、六
七六七七八八、一	三八三八九四、〇	一九一九四七、〇
六三七三三一、六	三一八六六五、八	一五九三三三、九
七六九九〇五、〇	三八四九五二、五	一九二四七六、三
二八七四二三九、一	一四三七一一九、五	七一八五五九、八
一二九五三二三、五	六四七六六一、八	三二三八三〇、九
九一〇一八、八	四五五〇九、四	二二七五四、七
六八九三〇四、八	三四四六五二、四	一七二三二六、二

三〇九

豊後	四一七五一四、二	二〇八七五七、一	一〇四三七八、六
日向	三四〇一二八、九	一七〇〇六四、四	八五〇三二、二
大隅	一七〇八三三、五	八五四一六、七	四二七〇八、四
薩摩	三一五〇〇五、六	五七五〇二、八	七八七五一、四
豊岐	三二七四二、九	一六三七一、五	八一八五、七
對馬	數	關	
琉球	一二三七一、八	六一八五五、九	三〇九二八、〇
通計	三〇五五八九一七、八	一五二七九四五八、九	七六三九七二九、五
— 北海道を除く —			

第二章 自然偶像

此一篇は、遼東の冢の迂蒙を學んで、知れ切つたことを今更らしく誇示するた
めに書いたものではない。自分で讀んで考へてゐた事を一寸纏めて見ただけ
である。本論の中で、議論が非常に岐路に這入るために、故らに遺したところ
を補足する意味で書かれたものに過ないのである。

マルサスがその曠世の力作、人口論に於ける内容の契機を成す人間性に關す
る觀察は、また此觀察を動機として成されたといふ進化論の主張と同じく、永劫
につづく人間の生活を、自養動向と生殖動向との二つの根本動向に基づくもの
とし、此自然性に關する決定的法則は、今日まで之等の法則の上に何等の變化
をも見ない故に、將來に於ても亦、之等の法則が今日在るがまゝのものでなく
なるであらうといふことを、斷言するの權利を有しない、といふ認識に始まる

てゐる。而かも、此動かすとの出来ない人間性に原因して起る人口の増加と土地の有限的生産力との比率の不均衡は、微妙な自然の攝理に基いて、貧窮・罪惡といふ一の障礙で以て巧妙に抑制せられ、調和せられる。されば、貧窮と罪惡とは、人間が決定的に背負はねばならぬ十字架であつて、そのやうな意味から、寧ろ否認するとの出来ない合理であると解せられる。即ち、人間の天性と環境との矛盾が、貧乏と罪惡といふ人間の犠牲的負荷によつて調和せられて行く。かくして、マルサスの思想は、當然アダムスミスがさうであつたやうに、凡ての自然的なものに對する絶對的肯定となつた。より強く且深く人間よりも自然に即した彼が、自然への服従を絶對的によきもの、義しきものとするやうな主張にまで導かれたとは當然である。それは、必ずしも自然に對する人間力の不可抗性から導かれる服従ではない。降伏でもない。單に諦觀的立場からである以上に、積極的な意味に於て、自然的なものがそのまゝに合理であり、目的であり、存

在が即ち價值であるとする觀方からである。されば、人間の意志とそれの自然性とが如何に背馳的であるかといふことにつき、前者を立するものに對するプロテストとして後者を樹てたといふ點に於て、明かな自然肯定の主張を示した。スミスが、人間の特徵として、自己の生活状態を改善せむとする各個人の自然的努力を認識して、それをそのまゝに肯定したところは、マルサスが利己辭窮本動向の法則を立して、その判断をそのまゝに受け容れたと毫末の異點も見出すことが出来ないであらう。唯この二人の間に存する重要な異點としては、スミスが自然を肯定するの根本に、それが一に人間生活の歴史的發達の結果に基づくが故に合理である、といふ理由を主として樹てるに對して、マルサスのそれは、直截にその現實に在るがまゝの自然に没入して、その肯定と承認とを示すにあつた。言ひ換ふれば、その歴史的見解に於いて稀薄であつたといふに過ぎない。而かも、スミスの認識が、人類を自然——（環境）——に對立する關係

に於て、個人的利己を即ち人類の自己と觀じ、個人と個人との利己的關係に基づく痛ましい葛藤については、その一切を看過して、唯その一側面から爰に樂天的結論を導き出したにも拘らず、マルサスは先づ反對に、人間の利己心に基づく葛藤の事實から出發した。結論に於て、それが如何に人間に冷かであらうとも、それは彼の無慈悲からではなく、神を無慈悲として教へたのでもない。無慈悲なやうに見える人間の悲劇も、それは見えない神の巧妙な攝理の手に處理せられてゐることを教へたのである。自然がその在るがまゝの状態に於て合理であり、偉大なる愛の處理であることを説いて、それを從順に是認すべきことを教へたのである。スミスと雖、決して人間を忘れたのではなく、人間の幸福を看過したのでもないが、しかし、彼の愛は唯余りに包括に過ぎた嫌がある。偉大ではあるが、その一面からは、甚だしくデリカシーを失つてゐた。而かも、富が唯只管に人間を幸福にするの一途であるとのみ思ひ極めた。従つて、

驚くべくルーズな樂觀説に墮し畢つたのである。其處に悲しむべき彼の誤解と缺陷とを遺した。

生れ落ちる前に、己に孤兒としての寂しい運命を背負ひながら、妻もなく子もなく、カーゴードの僻村に隠れて、國富論の思索と執筆に一生を了つた幸福さ彼としては、それは當然なやうでもあるし又不思議でもある。

けれども、要するにその結果に於ては、兩者に於て將來發展の方向と、その變化に對する人間意志の可能と自由とを否定するのみでなく、放任を當爲とするまでに極端な無爲説を主張するところに、共に等しく落ち合はざるを得なかつた。かくて、マルサスが自然に對する絶對的肯定の思想は、貧乏の是正とその存在を當爲とするの主張となつて現はれたのである。リカルドは、この貧乏の肯定を、更に科學的方法によつて、より明確に基礎づけた以外には、その

根本の思想と態度に於て、一步もマルサス以外に埒を越えてはゐない。されば
 スミスによつて樹立せられマルサスによつて進められた資本主義の経済學は、
 リカルドに至つて完全にその體様を成就したと言ひ得る。而かも、その成就
 せられた一點から、一步にして直ちにマルクスの社會主義的經濟學へ轉廻する。
 言ひ換ふれば、リカルドに至つて完成せられた資本主義經濟學原理といふ母
 胎の中に、己に直ちにマルクスの社會主義經濟學の原理が孕まれた。

しかし、この二つの原理と主張とが、全く反對の方向を指示してゐるといふ
 ことを以て、直ちにマルクスの思想とスミス、マルサス、リカルドの思想ま
 だが、反對の立場に於ける認識と志向から成されたと斷言するとは、怖るべき錯
 誤でなければならぬ。蓋し、マルクスの思想と主張とは、必然的に前者の思想を
 徹底せしむることによつて到達すべき當然の阪趨であつて、兩者の間には、根
 本的に一の交點を共有するからである。スミスもマルサスもマルクスもその根

本に於ては、同じく自然の必然性を肯認した。而して存在が常に正しいといふ
 立場に終始する。存在そのものが價值である、合目的である。即ち認識が直
 ちにそのまゝで價值批判に變つてゐるが、マルクスは更に進んで、その歴史的必
 然が自然的必然であると共に、價值的必然であるといふところに、更らに鮮やか
 なる立論の焦點を置く。而して、その限りに於て、人間の行爲を前提的に肯定し
 てゐる。河上肇博士がその論文「マルクスの唯物史觀に關する一考察」の中に
 「蓋し、一定の社會組織が社會の生産力の發展を束縛することになれば、その
 社會組織は早晚必然的に崩壊するといふのが、マルクスの意見であるけれども、
 元來社會組織なるものは、吾等個々の人間が相集つて組成し居るもの故、社會
 組織の變動は、海嘯のために家が流れたり、噴火のため新たに山が出来るなど
 といふ自然界の現象と異り、其建設も破壊も共に、人間の力、人間の行爲によ
 つて始めて行はるべきである。其社會組織内に包含せられ居る所の、少くとも

若干の人々が主動者となりて、舊組織の破壊并に新組織の建設を企てざる以上、社會組織が唯自然に變動するといふことはない……されば、社會組織による生産の人為的束縛は、必然的にその組織内に包含せらるゝ若干の人々に刺戟を與へて、社會組織改造の運動を起すに至らしむるものなり、といふ思想が、隱に包藏せられてゐる譯である云々」と説かれたことによつても知ることが出来るであらう。

之を要するに、ゲイザワニッツがその“*Mark oder Kant?*”の中で言つたやうに、マルクスは、彼等と共に價値の虚無論者である。「カントの系統が貫き通した存在と當爲（即ち自然と價値）」との二元論に對して一元論者である。ヘーゲルの場合に於ては、價値が存在を吞込んだ、價値でないものは實在的でないといふ。マルクスの場合では、存在が價値を吞込んだ、存在的でないものは價値でないといふのである。マルクスの系統は、純粹に自然科学的であることを志向とする。如何にもマルクスは、彼の友人であつたハイネが、かくも久しく我々を迷はせた二元が遂に碎かれたのである、といつたやうに價値の虚無論者である。

かくの如くして、吾々は、マルクスに於てスミスやマルサスが認識と價値批判との同一律を信じたやうな思想的傾向が、愈々鮮かに現はれたことを感得する。マルクスは、繰返していふやうに、自然の絶対必然を否定することが出来ない、所謂經濟的自動性といふやうなもの法の必然に對して、人間の力はそれに毫末の關係も交渉も許容することが出来ないことを説く。けれども、經濟的必然の自動力も、人間の力と行爲なくしては、その動力なくしては、その轉化をよくし得るものでないことを主張する點から、マルクスを以て、直ちに一の行爲論者であるかの如く考へることは誤でなければならぬ。彼は寧ろ、スミ

スと同様に、又無爲を當爲とするの使徒に過ぎなかつた。蓋し、彼は深き人間の反省と判断が、現實の存在に對する知見を透明にすべく、其透明な知見が、やがては現實の進路を、即ち轉化の方向を、正しく判断すべきことを力説して、それが人間の生活を正しくし經濟的自動性の變化に伴ふべく導くであらうと考へて、それを主張したに相違はないのであるが、しかし、その人間の知性も行爲も、經濟的社會形態が轉化を必要とするまでに熟して來た結果として、其處に起つた不合理が——（轉化を必要とするといふことは、不斷に流れて止まぬ經濟的過程が、當然の成行として、不合理な状態へ進んで來たからである、つまり、或状態のクライマックスに達する時には、それは當然に不合理を伴ふものであつて、それが不合理を伴つて來たから轉化を必要とする。或は、轉化を必要とするまでに熟し切つたから、それが、そのまゝに於ては、存在を保つことが出來ぬといふ意味に於て、最早や不合理である。何れにしても社會に起つ

て來るその不合理が——必然的に人間の行爲を喚び生ける。言ひ換ふれば、人間の革命的行動は、人間それ自らの判断や、意志行動に原づく自發性のものではなく、社會から刺戟せられるものであることを説く。されば、人間はその刺戟のまゝに動けばいゝのであつて、この點からは、スミスが無爲説の範圍を如何程も附してはゐない。寧ろ愈々自然といふ城壁の奥深く這入り込んだ形である。従つて、彼の歴史觀から、資本主義的組織の崩壊も、その歸趨として起るべき社會主義的組織の實現も、共に當然の成行として必然の宿命であることを信じた。この意味よりして、「資本主義を擁護する一切の計劃を否認し、社會主義の實現を妨げる一切の企劃を斥ける」

かくして、マルクスは人間の利己的な性狀そのものよりも、人間生活の軌道の上にある矛盾や不合理が生活進化の當然の成行の上に在ることを説いた。資本主義の利己的不正を必らずしも排斥したのではない。階級闘争は利己的な

人間の性狀の葛藤に起るものではあるが、社會主義の世界が具現されても、それが必ずしもなくなるであらうとは斷言してゐないのらしい。資本主義が社會主義へ轉化するのには、それは自然の必然的成行であると説いただけである。唯それだけである。マルクスは、人間の根本的性向に對して、深い凝視を窺めるといふよりも、むしろ經濟進化の自動律の必然を高調することを急いだに過ぎない。即ち、彼が社會民主主義のモチーフを成してゐる階級闘争の思想の如きは、前者を主音とする倍音に過ぎないのである。

吾々は、マルクスを讀む時、人間と人間との永遠葛藤の悲劇よりも、その自然の必然性に曳摺られて行く人間の姿のめじめめに強く引附けられる。賀川豊彦氏がいふやうに、マルクスも亦時代の子であつて、彼の思想は十八世紀初頭の唯物思想に強く刺戟せられたことを否むことが出来ないし、フオイエルバッハの機械論から、いくらも抜け出してはゐないことを痛感する。

以上を考察してミルに及ぶ時、吾々は茲に非常に異なる一傾向を見出さずにはあられない。ミルに於ては、その分配論中の財産論に於て指示するやうに、生産力が自然法則的拘束を受けるといふことによつて、僅かに自然力に對する肯定の態度を示し、又利己が人間性の力強い傾向であることを看過してはゐないけれども、その自叙傳によつて窺へば、人間の利己的傾向は「人間性の根本組織の中に存在するものではなく……只單に、現時の制度の全體の仕組が、之を助長するの傾向あるがために、爾く深く根ざしてゐるのであつて……吾々の心が、朝から晩まで單に個人的利益に關係する事柄にのみ没頭してゐて、公共の利益を考へることに慣らされてゐないからである」とする。故に、長い間には、感情の陶冶、教育の效果によつては、人性の向上と醇化と、社會生活の合理化を期待することが出来るであらうと信ずるのである。されば地上に於ける物資の共有と共同の勞役によつて生ずるところの便益に對する惣てのもの

平等の關與といふことを、個人の活動の最大自由といふことに結び付けた社會主義的理想世界に對して、激しい熱望を忘れないにも拘らず、彼が非常に弱き意味に於ける民主主義者となつた理由としては、労働者その者の自覺が透徹して獨立と正義と自由とを自ら要望するまでは、單なる彼等の解放、社會制度の改造が却つて怖るべき利己と亂暴と不合理との荒廢にまで彼等を導きはしないかといふことを慮れたのであつて、社會主義の主張を、人類改良の窮極の結果と見ることに決して畔いてはゐない。このことに就て、ミルは強く叫んでいふ「富者は臨むに愛撫的保護を以てし、貧民は尊敬と感謝の念を以て之に服従するといふ關係は……他の理想と同じやうに、歴史的には曾て實現せられたことのないものである……それは稀に見る或個人の行爲及性格を基礎となせるところの、一個の理想化である。惣ての特權階級は、事實に於ては、彼等自己の利益の爲にのみその權力を使用しつゝある……余は從來常に然りしが故に、將來も亦

常に然らざるべからず、と主張するのではない。又人間の改良は、權力に依て生ずる強烈なる利己の感情を匡正するに何等の力なしと主張するのでもない。併し假令弊害は輕減されるにしても、權力そのものが取去らるゝにあらざれば、決して根絶され能はぬものである」といひ「今後に於ける労働者の幸福及徳行は、上に述べたるが如きものより遙かに異なる基礎の上に置かれねばならぬ……獨立の特性、是れ今日の労働者にとつて尤も必要なものである……彼等は又彼等の眼を開いて、自分で之を取捨することにしなければならぬ。將來の望は彼等が理性的になる程度如何に懸つてゐる」といふ。コールの所謂絶対自由と自治の提説*と如何に親しく相通するかを考へねばならぬ。かくて彼等は、上流階級の單なる權威及威信によりて、指導せられ、支配せられ、彼等の行ふべき道を指圖せらるゝことを今日よりも猶益々嫌ふに至るべきことを豫見し、彼等の行動と條件が本質的に自治に依るべきものなることを要求するに至るであら

*Cole and Mellor Meaning of the Industrial Freedom.

うと力説する。

要するに、彼は人間の意志を自由なりとした。人間の知見が、社會の事情や弊竇に對して患はさるゝことなきまでに透徹するならば、彼等は、彼等の周圍を改造して、彼等の理想世界をその周圍に組立てることに於て決して無力ではない。かくの如き意味に於て、彼はマルサスやスミスやマルクスに較べて實かに人間的であつた。勿論必らずしも人間を、その環境たる自然に對立する全然別個の存在として、人間中心一元の優越を説いたといふのではない、人間とそれらの生活をも一の自然的事相として認めながら、人間にその環境に背馳する特異な世界が内在するといふ意味で、人間行爲の力を高調する見方に於てである。而して、如何に自然と人間との關係をより深くより正しくすべきか、人間と人間との間に介在する不合理が、自然に對する人間の、より深くより正しき應化と順化を妨げる障礙を、如何にして是正すべきか、といふ功利的立場に無

條件に終始する。従つて、彼に於て歴史は己に必然ではない。彼は先づ人間から出發して自然を觀た、人間のために自然を凝視した。自然の絶對性を信ずる程度に従つて、人間の意志の自由と力を是認した。マルクスがマルサスやスミスと同様に唯自然の力のみを觀て其儘之を合理と斷じ揃つて皆其の自然に従ふべしとしたのに對して、ミルは先づ人間の力を擧いでその合理を是認した。而して、自然に投影する人間の力を力説する。彼に於ては、人間は寧ろ自然を克服すべきものとして考へられたのであつた。彼が人間の自然性に對して、本質的には善でも惡でもないと考へ、唯人間が造つた環境が、その性を善と惡とに導くとする見方の如き、明らかにマルサス等の *Prejudice* から一步も二歩も離れてゐることを曉るとが出来るであらう。つまりは、世界に於ける傾向と相並んで、之と背馳する傾向が、又人間とその環境に共存することを説くのである。

乃で、吾々は再び議論を前に引反してスミスについて考へねばならぬ。

「人事については、之をその自然のまゝに放任するがよい。然らば人はその目的を達し、その見解を實現するに至るであらう」といふ彼が斷定の根本には、經濟上の自然法が倫理法と一致すると共に、自然は、その自然のまゝに、目的的轉化をよくしつゝある。吾々は、その在るがまゝの轉化に従つて、自ら宇宙の目的を達成しつゝある、といふ無爲説にも到達するのであるが、而かもこの議論の弱點を視つて樹てられたのがユートピアンソシアリストの主張となつて現はれるのであつて、ソシアリストの信條は、人間の幸福といふ一點から生れる。神が作つた自然が、そのまゝに於て合理であるならば、わが人間世界の不調和と罪惡と不幸とを説明する事が出来ない。しかし、詳かに考察すれば、自然はそのまゝに合理的である筈にも拘らず、争闘と不和と罪惡と不幸に充つる所以のものは、全く私有財産の制度や自由競争の制度やそんな人爲的原因に基づく

ものであつて、神の完全にして合法なる自然の運行が、それによつて妨げられたのであると考へる。彼等はスミスと全く同じく自然の肯定的立場から出發しながら、結論に於てはそれと全く反對な立場に到達する。即ち凡ての歴史的制度の拋棄と、文明の否定とを主張するのである。而して自然に従ふ生活が神に従ふ生活であるとし、この自然の合理と歴史の不合理とを見抜くことに於て、天才の偉大なる知見と力を讚美する。彼等は、しかし、何等の科學的根據なくして宇宙と自然との合目的性を叫んだ故に、空想の名によつて葬られた。けれども、彼等の空想は、現代に至り現代の科學者によつて、立派にその確實性を基礎づけられたといふことが出来るであらう*。

それは兎に角として、このユートピアンソシアリズムの主張は、マルクスに至つて、その新生面を開くと共に、一個の經濟學說として立派な科學的根據を與へられた。存在するものが忽ち自然的であり、又合理的であるとするところ

* 後文362頁以下參看

に、スミスやユートピアンソシアリストと同様の根據に立つたが、しかし、歴史的制度が與へられた時代に可能なる唯一の必要な組織であるとする點に於て、ユートピアンソシアリストと反對の傾向を示した。けれども、それは唯ユートピアンソシアリストの信條に確固とした足場を與へようとする志向の下に成されたもので、決してそれに對する抹殺や否定の意味に於けるプロテストではない。彼の特異な歴史觀の中に於て、自然の偶像は愈々その威容を示して聳立する。自然を一の偶像とすること、マルクスに至つて極まつたと言はねばならぬ。而して、マルクスの *Prejudice* は實に此に始まる。

嚴密に、純粹認識の世界に没入しようとしたマルクスは、それに即すること深きに過ぎてそれに囚はれた。彼が、その志向として、科學的であればある程、形而上學的要素を拒まうとして、却つてその形而上學上の淺薄なる一學說に墮落していつた。「哲學の貧困」を叫んだ彼は、却つて「貧困なる哲學」を固執して

ゐることを自ら曉らなかつたのである。^{*} スミスに於て、眞なる故に善であり、善なるが故に眞であるとする目的論的獨斷から嚴密に離れて、善でもなく惡でもない、唯眞なるが故に肯定するのである、といふマルクスの志向と判斷が、彼の主張の傾向をよく物語つてゐるやうに思ふ。吾等は爰で、姑らくマルクスの唯物史觀について、その思想の限界と意味を查べねばならぬ。

抑マルクスによつて提唱せられ、その解説者によつて色々に説かれてゐる所謂經濟的歴史觀の内容が、マルクス自身の語つてゐる言葉として「人類はそのレーベンの社會的生産によりて、一定の、必然的の、彼等の意志から獨立した關係に、即ち彼等の物質的生産力の一定の發展的階級に適應するところの生産關係に入り込むものである」といふ文句から考へて、吾々の誕生と生存の條件が、環境の宿命に必然的に支配せられるといふ唯それ丈の意味に於てあるならば、其處には何等の批議をも容れることは出來ないであらう。而してその次

* 彼を「貧困なる哲學の固執者」と呼ぶことは、私自身誰かの言葉としてそれをぼんやり記憶してゐる。しかし誰が何の本でさういつてゐるかをすっかり忘れてしまつた。

に云ふ「此等生産關係の總和は、社會の經濟的構造——法制上及政治上の上層建築が、依つて以て立つところの、又一定の社會的の意識形態が之に適應するところの、眞實の基礎——をなすものである。物質的生活の生産方法は、一般に社會的政治的及精神的の生活過程を條件づける。人類の意識がその存在を決定するにあらずして、寧ろ之に反し彼等の社會的存在が意識を決定するものである*」といふ言葉も、その「條件づける」といふ文字の意味によつては、必らずしも論議すべき問題を含んでゐないであらう。誠に問題は—にこの「條件づける」といふ言葉の意味の限界によつて惹起される。思ふに、吾々はグロツパリがいふやうに、思想といふものが、吾人の行爲の外に於て發展する事物の心的反映として、吾々を取圍む外圍に存在する物質の精煉されて出來たものであることを考へることが出來ないことはない。精神が生産技術の一部分であるといふこと、換言すれば、生産技術も人間の事業に相違なく、人間は謂ふまで

* Zur Kritik der Politischen Oekonomie ——河上博士の譯文による。

もなく思考的動物であり、而して生産關係も人間の關係である以上、人間の行爲も思考も總てこの關係の中に於て行はれるのであるから、生産技術や財産關係や、生産關係については、何れも物質的であると同時に、亦精神的である。故に、その「係と事情が、或人の思考の條件となることは當然でなければならぬ。言ひ換ふれば、吾々の環境が、吾々の思考的生活のみでなく、意志にも情操にも十分に作用してゐる事實を否定することが出來ないからであつて、それは、社會的欲求の強制に依つて、一定の軌道内に押込められ、此欲求は亦一定の物質的生産關係から生ずる」といふのである。されば生産關係の變遷に伴つて、法律も政治も社會生活上の組織も形態も變つていく。従つて宗教や道德や藝術や哲學其他總ての精神的文化の表現形式即ち社會的意識形態又は觀念上の形態も變る、蓋し一般に法律は經濟狀態そのまゝの承認批准であり、政治はその運用であり、道德も亦その是正であるといふ意味に考へて、是くの如き制度

の實現そのものが當時の經濟事情に刺衝された社會思想の反映であり、立證であるとし、制度の改造はその經濟事情の進化に伴ふ當然の結果であり、それを必要とする革命的精神は、嘗てはその必要とする精神と同じき精神が、革命を必要とする制度を是認したことがあるにも拘らず、今や生活の進展に伴うてそのまゝの形では、吾々の生活を調整し充足することが出来ないために——生産状態そのものが、それに先だつ状態から自らを殺して更に自ら生れ更らんがために——革命を必要とする精神を生れしめたに過ぎない、といふのであらう。

右の意味から考へると、思想は、決して社會生活に對する反抗や反動として起るのではなく、常に無限永遠の肯定である。破壊を意圖する革命的思想も、一見非常な反動の如くに見えるけれども、社會状態は決してそのまゝに固定的なものではなく、無限の流轉であり發展であるから、その發展に伴つて思想も

變らねばならぬ。破壊を必要とする社會状態が始めて破壊を意圖する革命的思想を喚び生ける。

さればエンゲルスが一八九〇年の手紙に「經濟組織は基礎である。これよりも高等なる構造の種々なる要素即ち階級闘争の政治的形態及其の結果勝利者階級から確立せられた憲法法律、此争闘に與かつた人々の腦裏に於ける争闘の反映即ち政治的宗教的法律的學說等すべてこれらのものは、歴史の進行の上にその作用を及ぼし、時としては優勢にその形態に影響する」といふ文句から考へると、唯物史觀が拒むところは、思想の力の存在せぬとやその受動性ではなく、その自律性であり、無からの生成であるらしい。思想は社會的事情から生れ、やがてその反動として復び社會に反應する。此のことはゴルテルがその唯物史觀解説第六章發明の文中で、如何なる聰明な發明家の、如何に驚くべき發明と雖も、それが眞實に社會的要求や趣味となつてゐない間は、それも空しく忘却

と無關心と放棄の裡に葬り去られねばならぬといひ、社會生活に於ける發達から孕まれた眞實にして十分な要求からのみ獨り發明が促され、而して成功するものであるといひ、エヂソンのやうな發明家が有する發明慾も、それは一に一個の社會的要求に孕まれたものであつて、彼の技術と趣味は、實に現社會の中に、又現社會によつて生じた趣味であり、その勞作の基礎も成功も矢張り社會的動因からではないかといつてゐる言葉によつて愈々鮮明に道破せられてゐるやうに思はれる。従つてゴルテルは、必ずしも精神の獨自性を拒斥してゐるのではなく、唯それが一の社會生活の過程に對する關係から見る時のみを限定した立場から、即ち一の社會現象として見た精神力のみを意味するに過ぎないやうに見える。しかも、彼が、「精神とその活動との自主獨立を拒むのであり、その超自然性、不可解性を拒むのであり、且又その絶對性、至上權を斥けるのである」といつてゐる言葉の意味は、如何に善意に解釋しても、物質的預件を無みする

意味に於ける精神の超越的自存と自主を説くのを否定するのではなく、言換ふれば、物質なくして精神のみ在り得るとする超絶的な唯心論的立場を否定する意味に於てはなく、唯我々の物質的生活の形態が、我々の思考の條件となつてゐる事實を説くのみ止まるのである、とは考へられない。されば、ゴルテルが更らに同書の或るところで、欲求は遂に精神作用ではないか、といふ反駁に對して、「欲求は一體何から生ずるか、自由意志から生ずるか、信念に基づくものか、精神の獨立なる働きであるか。否、欲求は人間の體質から生ずるものである。欲求の第一は、何よりも先づ人間の命を繋ぐべき衣食住である。衣食住を作り出すことが即ち生産過程の目的である。我々が生産と云ふのは、即ち常に人間の生活に必要な物品の生産を意味するものである」といふやうな主張と解説とを導き出す所以であつて、それは、嘗てフォイエルバッハが叫んだやうに、人間の精神作用を、腦髓から浸み出る汁の如き一の物質的機能に過ぎな

いといふやうな意味のルーズな唯物論に墮してゐるやうにも見える。

しかし、其處まで仔細に詮索することを遠慮して、彼等が説く思想といふ言葉の大體の意味を考へて見ると、それは極めて狭く限定せられたものらしく、必らずしも精神存在の先行条件として必然的に物質の存在を主張するといふことに本意があるのではなく、唯、社會的要求——それは單に物質的共存生活上の要求といふことらしい——に基づく思想だけが、思想として生成せられる以外には、思想は單に唯思想に止まるといふのであつて、思想が或る社會形態に作用することがあるならば、その思想はその状態に先づ社會形態から孕まれたものでなくては、そのやうな作用を能くするものではない、といふのであるらしい。即ち生産過程の發展が、独自の——精神の力を超越した——流轉を遂行するといふとは、その過程の進路や傾向についての精神の獨創力が、必らずし

も否定せられるのではなくて、その精神の力も亦それに先づ過程から影響せられ孕まれたものである、といふ意味に於てである。

けれども、右の如く考へても、尙我々はこの意味から、下のやうな結論に到達する。即ち、この考を窮極すると、人間も、人間の生活も、人間と人間の共存の生活も、先づ物に始まつて心を生じた、根本的には精神が物質に依據するのであると。

彼等が、期せずして唯物論に墮しつゝあるといふ所以である。

蓋し思ふに、精神の發展が物質的條件に依立し、物質的發展が精神的預件を必要として進んで來た、吾々の歴史的事實及現前の事相を右の如く説明することが、若し果して唯物史觀主張の内容を盡すものであるならば、その先後と優劣

とを論ぶの必要を認めない。何となればこの相互作用の發生的過程を究めるためには、吾々の智識欲が元來遊戯的衝動に原づくものであるか、但しは又實効的衝動に基づくものであつたかといふやうな問題をも超越して、我々の存在そのものが、先づ精神があつて然る後に物質的に發成したか、つまり精神が物質を生んだか、物質が精神を生んだか、の問題にまで溯らねばならぬことであつて、それはカントも、フキヒテルモ、ダーウキンもフオイエルパツハもリツケルトもコーエンもナトルブもベルグソンも、惣てその言ふところ、考へるところが絶対に正しいとは考へられない。確實に満足に了解せしむることは出來得ない。それは人間が續く限り、怖らくは永遠に解き得ぬ謎語であつて、何處まで行つても解決がつかぬ、といふのが哲學といふものらしく、哲學史とは要するに無解決の論議の羅列であるからである。而も彼等は期せずして、この哲學の世界へ墮しつゝある。我々に必要なことは、それよりも、もつと／＼近く

我々の現前に在る「今」の問題である「今」の生命の問題でなければならぬ。

乃で、我々は再びマルクスに反つて、右の唯物史觀の内容が、果して以上の意味以外に出てゐないかどうかを今一度考へて見なければならぬ。

マルクスは、思想が物質社會の反映に過ぎないことを語つて「思想と思考する物質とを區別することは不可能である」といふ。この斷定は、前に言つたやうに、或る意味に於て眞理である。しかしそれが、極めて絶對的な意味に於てはあつて、思想が全く如何なる場合、如何なる意味に於てもその獨立の實在性を有しないものである、といふことまでも意味するならば、明らかに一の唯物哲學に過ぎない。極く好意的に解釋してこの命題が全稱的な意味を含んではないものと考へても、「古代の自然宗教も民族宗教もその生産形式の反映にしか過ぎぬ」といふ言葉からは、餘程廣い意味で思想的生活の二次性を主張したも

の、やうに思はれる。その共産黨宣言に書かれた文句の中で、「人間の理想、觀念、意見、即ち約言すれば、人間の意識なるものは、彼がその物質的生活状態、その社會的諸關係、その社會的生活の變化に従つて變化するものであつて、之が理解のために果して深遠なる直觀力を必要とするものであらうか。智識的生産は、物質的生産の變化に伴つてその性質を變化するものである、といふ事の外に、觀念の歴史は何を證明するのであらう。」

といふ言葉から考へても、思想と社會生活との關係といふ一のハンヂキヤツプを置いて、その關係の範圍で思想の獨自性を拒んだだけであり、單に思想そのものの性質について云爲したのではない、とは考へられない。彼の所謂深遠なる直觀力の否定は、要するに淺薄なる直觀力への肯定となつたのではなからうか。

マルクスの思想が、フオイエルバッハの唯物論から生れたらしいといふこと

は已に周知の事實である。而して上述の文句から考へると「社會生活を條件づけるのは精神ではなくて、却つて生産形式による物質條件が我々の精神生活を條件づける」といふ言葉は、條件づけるといふよりは決定すると解すべき程に、強く言はれたものであつて、夫が却つてマルクスの眞意に照合してゐるやうにも見える。果してさうであるとすれば、賀川氏がいふやうに、抑經濟生活は一の意志生活であつて、エンゲルスがいふやうな偶然と必然で出来上つたものでなく、又生産が一種の客觀的機能ではなく、實に一の主觀的意志行爲であるが故に、客觀に打込んだ自我即ち生産といふ非我的物質は常にその本源たる主觀的自我よりも大であるといふことになり、それが明らかなる矛盾に了るであらうといふ議論には、極めて尤もな眞理が含まれる。つまりマルクスの思想をつきつめて行くと、太初に道があつたのではなく、先づ物があつたといふ極めて唯物的な進化哲學に這入り込んで仕舞ふ。抑々物質生活を基調とする精神生活

を考へることが、己に唯物哲學への墮落であつた——純粹思考即ちゾラグマテツクな意味を含みぬ思考のためのみの思考といふやうな世界を樹てたかどうかは別問題として、若しそれを樹てなかつたとするならば、愈々物質一元論になるし、考へたとするならば、社會生活を一の物質生活とのみ見た偏執の謗を免れ得ない。而して怖らくは、彼の意味するところは後者であつたかも知れないが、物質世界といふものをさういふ風に精神と區別して考へるところに、所謂貧困の哲學がある。只管に現實に即するとを以て科學的方法の嚴正な態度とするといふ志向からであるならば、何故に少くとも物質が精神を條件づけると同様に、精神が物質を條件づけるといふ事實を見道したのであらうか。賀川氏はその「變轉の哲學とマルキシズム」といふ論文の中でいふ。「ヘーゲルは、事象の裏に絶對實在の觀念を發見せんとし、客觀界の時間的發展を凡て絶對者の言葉となしたに反して、その弟子は丁度その逆倒に解せむとした。即ち人間の觀

念こそは、事象の反射鏡であつて、宗教も、科學も、何もかも、凡て腦髓の製造するものは、凡て唯物界の製造したものであると考へたのである。之がヘーゲル左黨の意義あるところであるが、形象の推移の跡を追ふならば、確かにマルクスのやうに考へ得る權利も充分にあるのである。それで面白いのは、マルクスの「生産」に經濟組織の大黒柱を置く所が、全くこのヘーゲル哲學の、流轉と形象の二つを一つに集め得るからであるのだ。と云ふのは生産は流轉である。人間の方から客觀の方へ働きかける運動である。又生産は形象である。即ち之は商品の製造を意味してゐる。即ち彼はこの生産の哲學から勞力價值説餘剩價值説を導き來り、資本主義文化の解剖を試みたのである。彼が消費を論ぜず、その意義を研究しないのは、彼の哲學と全く反對の方向を取るからであつたであらう。私はこの立場から考へると、ヘーゲルとマルクスとの二つの立場は共に無理のない理屈が立つと思ふのである。ヘーゲルから言はせるならば、宇

宙生命を直覺する人間は、その變轉の裏面に法の動くを感受しないわけには行かないのである。然し、ヘーゲルはこゝにまで止まることが出来なかつた。彼はその推理を餘りに遠方まで働かせ過ぎた。そして社會象のことまでが凡て宇宙觀念の支配するところその表象であるかの如く説いたのである。マルクスがその逆倒を同じ論理で云はむとしたのは誠に尤もなことである。で、マルクスは人間の文化は人間の生んだものである。その形而上的哲學も宗教も、要するにその實生活に於て經驗したことの反影にしか過ぎない。神も美術も要するに人間の創作したものであると云つてしまつたのである。之は經驗派の立場から出發した場合にはいつでも陥る論理の終點である。然しマルクスはヘーゲル哲學から出發したものだから、經驗派以上に強いことを云つてしまつたのである。……しかし、マルクスとしては、ヘーゲルが失敗したと同じ理由で失敗した。ヘーゲルは觀念を實在に押賣して失敗したが、マルクスは、實在を觀念

に押賣して失敗してしまつた。マルクスの様に云ふと、折角彼の組立てた哲學系統社會主義系統もたゞ時の産物であつて、眞理としては何等價値の無い客觀の影にしか過ぎないと云ふことになるのである。此處に新カント派などが附込むのであつて、ヘーゲル哲學を根據としたマルキシズムは餘程困難な立場に立つたのである」云々と。而してこれは彼の學說の由來と缺陷とを尤も端的に道破してゐるやうに思はれる。

即ち、マルクスはマルクスの學徒が彼について説く以上に絶對的自然主義の使徒であつた。まことにツガンバラノフスキがいつてゐるやうに、「經濟のみが自己保存の本能に役立つ」と思惟することは、粗野なる一の誤謬に過ぎない、而かも、其處から更に議論を僭越に引上げて深めていつたマルクスは、明らかに一の錯誤者であつた、迷思想家に過ぎなかつた。

社會主義の信條と主張と運動との爲に、マルクスが、終世の勵精を耐えて、築き上げた斯くの如き一の理論が、實際生活の上に果して幾千の効果を有ち得るであらうか、といふ疑問を禁じ得ない所以である。

經濟學の學徒でも學究でもない私が、彼等に對する以上の理解が、果して何處までその妥當を許し得るかどうかを、私自ら知らない。けれども、私の信ずるところに従へば、飽くまでも自然の事相（人間と、その人間が集つて作り成す社會をも、等しく一の自然的事相と見ることによつて）とその間を貫き通す自然律を、十全に科學的方法と嚴密を以て研究する立場に立ち、凡ての形而上學的方法は、何處までも之を拒斥すべきであることが、果して經濟學の本質であるならば、その學徒の知見と情操と徳性が、言ひ換ふればその論理と心理と倫理とが、凡て一樣に現實といふ事實の上に引付けられて行くことは、極

めて當然であらねばならぬ（經濟學が自餘の自然科學の如くに、單に自然現象そのものを對象とするのでなく、人間といふ特別な存在と、その關係を對象とするといふことによつて、彼——人間——と雖、要するに自然の一破片に過ぎないとは言つても、其處に自ら異なる性質を具有するが故に、別に歴史的過程と理法の考察を併せて研究せねばならぬと共に、經濟學が價值といふ人間の心理事實をその研究のモチーフとする故に、それは、文化科學といふ別な範圍の下に自ら異なる研究の立場を保有するといふ所謂自然科學と文化科學との關係や、今一步進んだ科學的認識の起源と性質、その對象等についてのデリケートな論議は、已に書かれてあるものだけでも非常に夥しい。而かも、それは極く近代に至つて英國の自然學派に對して起つた歴史學派以來のことに屬する。此間の詳細な叙述は、大西猪之介氏が「囚はれたる經濟學」の一卷によつて大略それを會得することが出来るであらうから、茲には徒冗の言議を積ねない）即ち、

其處から導き出だされる理法の認識が、飽く迄も現實の上に立つて、その現實以外に跳躍することを許されないのは、極めて當然でなければならぬ。この意味に於て、結局現實は經濟學の科學的假設であり、そのアルファにしてオメガなりとせられる。而かも、マルクスの Prejudice が此から始まる。

思ふに、精神と自然といふことに就ての哲學的考察は、其間に區別することの出来ない結論を導き出すとも出来るであらう。けれども、吾々が自分の精神内容を反省する時、其處に稍異つた性質と傾向とを見出すことが出来ない。併し、かくも無力に弱く運命づけられた人間が、かくも透徹した知見と認識とを、與へられてゐるといふことそのことのみを以て、吾々は其處に人間の靈異を高調して、直ちに精神的存在といふ一面へのみ引付けて考へる偏見から嚴密に遠れねばならぬことは勿論であり、又吾々が單に認識的存在としてのみでなく、吾

々に別に意志的、目的的要求が賦與せられてゐるといふことも、特別に人間の特異を裏書してはゐない。蓋し、賀川豊彦氏がその「ベルグソン以後の進化論と目的論」といふ論文によつて考へるところに従へば、ドリユシユが「有機體の哲學」で説く「組織體的調和則」の原理、ウイラーが「歸一的進化説」に表示する比較形態學上の研究、バツタンの「脊椎動物の進化」で説く「豫定的系統進化」の結論は、皆一樣に進化論上の目的的傾向を暗示して、ヘンダーソンのやうな生物學者でさへも、宇宙に於ける生物化學的境遇が明らかに宇宙に何等かの目的があることを教へるからである。而してこの研究は吾々に何を暗示するであらうか。

それは、當然の歸結として、結果だけではスミスやマルクスの無爲説にも到達する。我々は此儘にして宇宙の目的を達成しつゝあるからである。而して、この生物學的目的觀が、我々の社會生活に反映する時、即ち文化的自然の合目

的性といふ思想となつて現はれる。——（社會的生活が生物學的現象である以外に、我々の心理的結合であるといふ見地を、併せて考へても考へなくとも、爰では大した問題ではない）——實にスミスの主張は、それほどの科學的立證と體系とを示してはゐなくとも、少くとも此からその信念を起したやうに考へられる。而してスミスとマルクスの主張が相違するやうに、マルクスと以上の近代科學者の觀照も亦同様に相違する。蓋しマルクスは、自然の轉化を肯定するに急にして、その合目的性といふ一點に於て極めて唯物的な見地を墨守した。飽く迄も自然そのものに即しようとした彼が、その科學的立場を嚴密に守らうとした結果としてナチュラリズムの哲學へ墮ちていつたのは當然である。彼に於て、自然が一の神であるからである。一の偶像となつたからである。社會主義は信仰であつて、哲學ではない、といふ修正が起つたのは此故である。思ふに社會主義的思想が依て以て立つところの根柢には、一の理想がある。人間の完

成といふ理想がある。その爲には——社會主義の運動の爲には——唯物史觀といふやうな思想的背景を必要としない。それは、斯くの如き主張や認識を離れて立派に成立し得るのである。コールがいふやうに、この理想を描く力を缺ぐ時に、社會主義が一の改良主義になり畢るのであつて、改良主義に墮するが故に、唯物主義となつてしまふ。「舊い社會主義者——その人たちをマルクスは自分の科學的體系に對して、空想主義者と呼んだ——は、社會問題を主として道德の見地から考へた。彼等は、極富と極貧の駢立といふ悲惨事を充分に感知したのみならず、更に一層深く這入つて、經濟問題の背後に暴政と奴隸制度との大なる罅隙を見た。……………けれども彼等の高尚な計畫は、彼等が藁なしで煉瓦を造り、且藁なしに家を建てようとして考へたがために、凡て失敗に了つた。空想主義者は社會主義の目的を正しく理解した。しかし彼等はその理想を實現すべき手段を握つてゐなかつた。マルクスがいふやうに彼等は非科學的であつた

のである。

マルクスと共に社會主義は新しい形相に入つた。マルクスは經濟理論のデアウキンとも謂ふべき人で、彼は産業進化の過程を科學的公式でいひ表はさうと試みたのである。併しマルクス自身は、舊式社會主義者の非科學的精神を排斥しながらも彼等の理想主義の多くのものを保持することを得たけれども、マルクスの學說の結果としては、特に之を半嚙りした人々の心に於て、理想主義の衰頹であつた。蓋しマルクスが社會主義を道德學說より變じて經濟學說となしたためである。この變化の影響は頗る重大であつた。科學的社會主義は必然に所得の分配を非常に力説するやうに傾いた。かくて社會主義は、その第一義に於て、自由の問題であることを止め、物質的幸福の問題となり畢つたのである。

コールがマルクスに對して、どんな意見を持つてゐたかは知らない。しかし、

この推移の過程については大略同感することが出来るであらう。

かくして修正派の社會主義的思想が、ユートピアンソシアリズムへ逆行していくやうな傾向を示して來たのは、又或る意味に於て、スミスの倫理的立場への復歸でもあつた。而して、スミスとは全く反對な行爲の一方面へと驀進する。而かも、無爲説を生むやうにも見える以上の科學説が、愈々それを助長するのである。この言葉は、甚だしく奇矯に似て、而かも、決して詭辯ではない。蓋し、ラッセルがその「自由人の崇拜」で説くが如く、「科學が我々の信仰の前に示出して呉れた世界は、なほそれにも優り、もつと無目的な、もつと無意味なものである。かゝる世界の眞直中に、今後何れかに我々の理想は其の場所を見出さねばならぬ。人間は彼等が遂行しつゝあつた目的の先見を持たない因果法の成果であるといふこと、彼の起原、彼の生長、彼の希望と恐怖、彼の愛と彼の信仰は原子の偶然的の按排の成果であるに過ぎぬこと、如何なる情熱も、豪勇も、

思想と感情の強度も、個人の生命を墓碑の彼方に保つことは出来ぬこと、數代のすべての勞作、すべての歸依も、すべての神威も、すべて人的天才の赫々たる光彩も、太陽系統の大いなる死に於て滅亡に運命づけられてゐること、及び又人間の完成した全神廟は不可抗的に壊滅せる宇宙の殘塞の底へ埋没せられてしまふと言ふこと——すべて之等は、よしそれが議論の餘地なく確實だとまでは行かずとも、しかもなほ略ぼ確實であり、之を否定し得る如何なる哲學も成立する見込はない。たゞ之等眞理の足場の上に、又たゞ頑強な失望の固い基礎の上に、魂の住家は今後安全に建造せられ得るだけである。

此様に背馳的であり、非人情的な世界に於て、人間の如き無力な生物が、そのアスピレーションを汚さずに保持することがどうして可能であらうか、全能にしてしかも盲目な自然が空間の深淵を透し、永遠なる運動の革命をなしつつ、終に一の子供、それはやはり彼の力に服しつゝもなほ知見を與へられ、善と惡

との智識を與へられ、自らの考へ及ばないその母のすべての仕事を判断し得る能力を與へられた子供を持ち來したといふことは、試に奇怪なる神秘である。親の支配の符號にして封印である死の存在するにも拘らず、人間はその短い生涯の間なほ検査し、批判し、認知するの自由をもち、又想像に於ては創造の自由を持つ、彼の親かしい世界の中で、彼（人間）のみ獨り自由である、而してこのことは彼の外的生活を支配する不可抗力に對する彼の優越性が存在するのである*」

即ち我々人間のみが、斯くの如く雋敏にして透明な認識を與へられ、かくの如く深くして高き意志を與へられてゐるといふことに考へ及ぶ時、我々はその認識と意志との全能力を擧げて母なる宇宙の目的に參しようとするアスピレーションを生さずにはゐられやうか。自然はかくの如くにも偉大である。而かも我々がその自然ではないか。我々はその認識を愈々雋敏にすることによつて、我々

* 土田杏村氏譯による。

の意志を自然の如くにも強く深く行ふことが出来る。母なる宇宙の意志に参する時、單に自然的過程に過ぎないかも知れない我々の生活が、實に我々の意志の創造であることを知る。我々は最早無力ではない。されば認識の前に行動がある、感情に先だつて先づ意志が存する、眼前に存在する不合理を正さうとする社會主義的正義と熱望は、感情がこの意志を動かすのではない、智識が感情を示唆し、意志を正しうするのでもない、意志が認識を正し、感情を動かすのである。それは哲學でもなく、宗教でもない、この意志がこの不合理を正さうとして爆發する行動なのである。火花である。ニイチエが考へたやうに、「現代文化の最大の病弊は、意志の廢頽であつて、それは、畢竟自我の内展と擴充を忘れて外來の刺戟に追従する放心の結果に過ぎない。まことに、人生に宿るあらゆる可能性の實現が文化の發展」でなければならぬのである。*

生活は、常に自由である。或意味に於て自由であつた。經濟發展の經路の上

* 北野吉氏著政台より哲學へ参照

から、色々な不合理があつたことは、必然的な過程としてとはあつたかも知れない、しかし、兎に角それに對する反抗の精神が、人間意志の自由を立證する。

かくして、マルクスが立てた自然の偶像は、一度僵され、而して再び正しく、新しき意味に於て興されるのである。」

大同館發行思想書類

- 三並良譯 ● オイ人生の意義と價值 全壹册
- 野村限畔著 ● ベルグソンと現代思潮 全壹册
- 橋惠勝著 ● 支那佛敎思想史 全壹册
- 吉田絃二郎 ● タゴールの哲學と文藝 全壹册
- 稻毛詛風著 ● 論文集思想の力 全壹册
- 野村限畔著 ● 自我批判の哲學 全壹册
- 大關増次郎 ● カント哲學の批判 全壹册
- 市川一郎譯 ● 最新認識論講義 全壹册
- 野村限畔著 ● 現代文化の哲學 全壹册

大正拾壹年貳月廿四日印刷
大正拾壹年貳月廿七日發行

土地爭奪史論

正價金貳圓

著作者 坂上信夫

發行者 阪本眞三
東京市神田區表神保町七番地

印刷者 吉田松次
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

不許複製



發行所

東京市神田區表神保町七番地
振替貯金口座東京八七貳番

大同館書店

早稻田大學講師 本間久雄氏新著 (第三版)

現代の思潮及文學

—(四六判最上製美本 全壹冊四百餘頁) 正價金貳圓參拾錢 送料金十二錢—

現代の民衆生活の立場から解説批評せし
文化問題二十講出づ

の人々にも充分興味ある暗示と啓發とを與へるであらう。

第一章 社會改造運動と當來の文藝……第二章 民衆藝術の意義及價值……第三章 ウイリアム・モオリスの民衆藝術論……第四章 徳川時代に於ける民衆藝術の勃興……第五章 解法の詩人……第六章 人生派の批評と藝術派の批評……第七章 藝術の社會的價值……第八章 ボサンケ氏の美學……第九章 グライプ・ベル氏の戦争と藝術……第十章 國家主義と世界主義……第十一章 二つの愛國心……第十二章 現代とジャーナリズムの意義……第十三章 二種の平和論……第十四章 性的道德の新傾向……第十五章 現代婦人と世界的不安……以下略す

吾々の生活をよりよくし、より豊富にするには如何にすべきか。かういふ實生活的要求を根柢として多種多様な混沌として歸趨するところなき近代並に現代の思潮及文學中より最も重要な二十種の問題を囚へてそれを檢校し解説し批評し講述したのが本書である。而も著者は飽くまでも謙虚な心と穩健平明な文章とを以てしてゐるから新生活の要望者にはもとより一般

教育學術會編著 四六判最上製美本 全壹冊約四百卅頁 正價金 貳 圓 郵 十二錢

忽三版 四書研究

本書は文檢受験者の爲めに、從來の四書研究難を救はんとして著はされたものである。内容 大學・中庸・論語・孟子の各編に就て(一)解題(二)根本思想(三)倫理思想(四)政治思想(五)宗教思想(六)人性に關する思想(七)教育思想(八)其他の思想(九)批評の順に記述し其相互間の系統的關切に少からず骨を折つた。其他 試験委員の

文檢 修身科 國漢科 受験者ニ福音

非熟讀すべきである。其他四書の思想的研究は我國に於ても支那に於ても本書が其最初のものであれば、從來の文字の上の研究に飽きて居る一般の人は本書に依りて儒教思想の鮮味を味ふが宜い敢て受験者・教育者・學校・圖書館並に弘く一般人士に薦むる所以である。

說をも隨時隨所に挿入し且つ儒教の根本思想たる天・天命・性・道・教等の觀念も明かにし置きたれば今如何なる問題が出て来ても決して驚くことはあるまい。文檢受験者は是

文部省にて國民の參考資料とし撰定せら名著

新井著 白石著 讀史餘論

四六判上製美本 紙數三百頁 正價金貳圓 郵稅十二錢

本書は新井白石が殿中にて古今大勢の變遷を講述したる時心血を澀ぎてなれる草稿にして彼の頼山陽の外史の如きも本書に負ふ所少からずと云ふ今や文部省にて國民道德參考用書として撰定せらる、以て本書の價值を知るべし。各學校史學研究者は勿論一般讀書子も是非豈本を書架に置くの要あるべし。

好評五版 校訂嚴密異本を参照せしは本書の一大特色

御注意 御買求めの節は大同館發行と御申添へ下され度候

東京市神田區神保町六番地 大同館發行

東京高等師範學校教授文學士 中村久四郎先生 高橋與惣先生新著 文部省檢定 受驗用 東洋通史

菊判最上製美本全一冊紙數九百餘頁正價金四圓八拾錢郵稅二十錢
本書の組織は現今中等學校の教授細目を適宜配合して四編六拾五章に分ち著者多年の實地的經驗を基礎とせる獨創の排案に據り上下五千餘年に亘れる諸民族の盛衰興亡より政治・風俗・學術・文藝・宗教・制度の一切を網羅し東洋史實を盡く有機的連絡の下に最も平易正確懇切に通説せりそして從來の東洋史の最大缺點たる記述の無味乾燥及び繁雜に過ぎずば簡易に失せる缺點・地名人名の難讀・官職の難解等を補ひし外古今東西史學者の披瀝せる學說の穩健なるものは努めて之を採録し一々出所出典を明示して研究者の便に資せり。又文部省檢定試驗問題の第壹回より最近に至る迄の分を盡く明瞭に解答し之を本文の間に分載し以て受驗者に一大秘庫を提供せり。要するに本書は文檢受驗用の名を冠すと雖も一切の史實を通説せるは勿論古來日支兩國の關係殊に最近世東洋外交上の事件人物を詳説したれば實に中等教員小學教授參考及文檢受驗者の一大秘庫たるのみならず史學研究者世の識者も亦座右に備へて大に裨益なかるべからず。

東京 大同館發行

●●● 正確なる國史を最も平易に讀み得る書 ●●●

東京帝國大學 文學部助教授 文學士 植松 安生 新著

（上巻）正價 五拾圓 送料 八圓
（下巻）正價 四拾圓 送料 八圓

註釋 假名の日本書紀

（四六判最上製美本）上巻五百八拾頁 全二冊金七圓參拾錢 送料金三拾錢

新刊

日本書紀の一體に假名日本書紀といふもの、存する事は從來一部の學者に知られて居たが未だ普く其存在を知る人が少い。本書は著者が出來る丈の手を盡くして調べ得た所の廿餘部の異本を參照して編述したものである。内容は本文を漢字交りに書下し漢字に振假名を附し、假名に漢字を當て、一段毎に簡明なる註釋を加へ、索引として辨ずべき詳細なる目錄を添ふ。正確なる國史を最も平易に讀み得る書である。思想界動搖の今日我國體の精華を國民全般に知らしめんとするのが著者の本意である。

本書は二十餘部の異本を一々詳細に調べて編述せる著者が苦心の名著

▼世界の日本、東洋の日本、我等が日本、これをこの書に得よ

□東京帝國大學 文學士 植松安生先生新著 □（最近の名著）
□文科大学助教授

好評 四版

古事記新釋

四六判最上製美本 全一冊五百頁 正價金 貳圓五十錢 郵税金拾貳錢

難解なる古文を最も平易なる假名交り文に書き下し振假名を附し詳細なる語義と其索引を添ふ。著者が國民心理を基礎として神代と上古との風俗人情に下し難解なる古文を最も平易なる假名交り文に書下し振假名を附し詳細なる語義と其索引を添ふ。著者が國民心理を基礎として神代と上古との風俗人情に下したる評論的文章は各段章に顯はれて大和民族發展の由来を明にし國民歸嚮の中心を説く。是れ本書の特長なり。

り。今や大戰終局して世界思想の急激なる變動は將に我國民思想に及ばんとす世界の日本。東洋の日本。我等が日本。これをこの書に得よ。（類書中の白眉）

第一高等學校教授 三並良先生譯
東洋大學講師

オイケン氏 人生の意義と價值

菊判最上製 正價金四圓五拾錢 郵税金十二錢
美本全壹冊

忽三版

舊世界觀は倒れたりと雖も新世界觀は未だ確立せず、思想界は紛亂し人間はその歸趣に迷はんとす。是れ實に現代の煩悶にして精神界一切の病源なり。オイケン博士は獨特の見地より此大問題の解決を試みたるものを本書とす。由來博士の所説は難解なりと雖も本書の如きは決して然らず。博士も亦常に本書を最も平易の叙述と稱せり。そして博士と親交ある譯者が最新版によれる譯筆も亦た平明流暢なり。オイケンを知り人生問題を解かんとする者は之を細かざるを得ず。

東京市神田区保七町
大館發行
振替口座東京八七二番

大 同 館 發 行 圖 書 目 錄

文學博士 波多野精一序
早稻田大學教授 内ヶ崎作三郎序

野村隈畔新著

ソベルグと現代思潮

好評 六版

本書はベルグソンと現代思潮との關係を説いて極めて詳密である。即ち一卷の現代思想評論と見ることが出来る。世界の思想界が大なる興味を以て期待する所のベルグソンの哲學は將來益々創造的に進化し行くべき運命を有するものである。彼の哲學は現代實生活に伴ふ問題を充分に解釋することは出来ない。されども彼の哲學は現代の行詰りたる社會的並に精神的活動に對して新たな生命を與へたのである。これは偉大なる事業である。今日の宗教政治文藝實業又は社會問題すらも彼の哲學の刺戟に依つて一陽來復の觀を呈して居る。この事それ自身に於て一大使命ではないか。野村君の新著はこの使命を解説するに精彩奕々たる文字を用ゐ一度之を手に入れば知らず識らずの間を讀了せしむる魔力ある文體に依つたのである。由來哲學者の文章は乾燥無味の文字を使用し讀者の感興を殺ぐものは尠くはない。然るに著者の能文はベルグソンを祖述するに甚だ應はしと云はざるを得ない。予は本書の著者が更に發憤して日本のベルグソンたるの日あらむことを希望するものである。(内ヶ崎氏述)

菊判最上製美本全壹冊
五百一箱入
正價金貳圓五拾錢
郵 稅 十 二 錢

大 同 館 發 行 圖 書 目 錄

早稻田大學教授内ヶ崎作三郎序
早稻田大學講師吉田絃二郎著
四六判最上製美本全壹冊
紙數五百卅頁
正價金貳圓五拾錢
八郵稅入
〇〇〇

タゴールの哲學と文藝

好評甚
激甚
忽ち
七版

オイケンベルグソンの西洋哲學に對して尙ほ嫌らざる所を覺ゆるの士は必ずや我印度の大思想家大詩人タゴールに來らざるべからず。彼の思想は印度思想の絶頂に達し彼の敬處な生活は聖フランシスの如く彼の純眞な文藝の杯は處女的な優しみと綠幻爛蕩の薫りに満つ。本書は彼れの哲學・文藝・詩の殆んど全體を網羅し彼を批評し紹介せんとするもの書中納むる所「生の實現」「閨丁」「新月」「チトラ」「郵便局」「暗室の王」「ギタンヂヤリ」の主なる詩及殆んど全譯に等しき劇の梗概をも收め且つタゴールの評傳及彼の實生活をも掲げたればタゴール研究者の一權威たるを失はず我が現代人を以て任ずるの士は一日も速に外人をして「今後はタゴールの時代なり」とまで驚嘆せしめし彼の全集とも稱すべき本書を繕かざるべからず。

—(タゴール紹介書中の權威・識者の一讀を希ふ)—

東京神田表神保町七
大同館發行

●婦人問題！貞操問題の根本思想は本書なり●

エレンケイ思想の眞髓

■四六判上製美本全壹冊 正價金貳圓 郵稅十二錢

婦人畫報評して曰く：「エレンケイ女史の思想や學說が現代の婦人等に與へて居る感化は實に絶大なものであります。そして女史の人格は我國の一部の婦人に解釋されて居るよりも以上に高潔至純であります。本書はケイの戀愛觀・結婚觀・母權觀及エレンケイの生立を初め其思想を知るには尤も手頃の好著述で便利な本であります。」

萬朝報曰く：「人類の向上の爲め戀愛を高調し戀愛結婚の生活を謳歌し、且つ母性の價値を力説するケイの思想をそれ／＼その立論の様式によつて解説したる手頃の入門書なり所謂婦人問題の眞髓を知らんとするものケイと近代文學との關係、婦人運動の根柢が那邊にあるか知らんとする人は必ず本書に依て最初の鍵を得ることが出来るであらう。」

東京神田表神保町七
大同館發行
振替口座東京八七二

本間久雄著

◇橘 惠勝氏著◇ — (印度佛教思想史の著者) —

最新刊 支那佛教思想史

— (菊判最上製美本全壹冊七百餘頁箱入正價金四圓八拾錢送料十二錢) —
著者が多年苦心研究の大著出現 本書は支那佛教の發達を史的に跡づけたるものとして支那の民族性に基礎づけられたるものである。支那佛教を移植して發達したる我邦の佛教を研究せんとするには先づ支那佛教の一般傾向と特色とを觀察して我邦の佛教と比較する準備をせなければならぬ。本書は支那思想の全體を批判的に取廣義に支那思想史として見ることが出来る。扱ひたる科學的研究の結果であるから 廣義に支那思想史として見ることが出来る。 — (著者識) —

日蓮宗大學講師
小林一郎

日蓮主義概論

四六判最上美本箱入
正價金貳圓八拾錢
送料十八錢

好評三版

日蓮主義は現代の人の宗教的要求に應ずべき最も進歩せる教義なり。國運の發展も個人の安心も此の教義に基づきて初めて可能なり。本書は著者が因はれざる自由の見地より日蓮聖人の眞精神を發揮せんが爲に特に執筆せるものにして先づ法華經の梗概を擧げ次に聖人の教義の精髓を語り現代思想との交渉近世科學との關係を論じ眞面目に其所信を告白せるものなり思想問題に注意せる人は必ず一本を手にとせざるべからず。

東洋大學教授 加藤咄堂氏
東京帝國大學教授 島地大等氏
東京高等師範教授 境野黃洋氏
東洋大學長

序

中村碧潮 共著
松岡良友

東京神田
大同館發行

新刊 熱と力と 本願寺全史

— (四六判最上美本全壹冊六百餘頁 金參圓貳拾錢 送料金十八錢) —

終始民衆を中心とせる宗教
一世の豪雄織田信長をして
「抜き難し南無の六字城」を
嘆せし本願寺の破瀾
重疊は本書之れを叙述す

世に親鸞を説き蓮如を語りしものは決して尠からず。されど宗祖以來六百有餘年に亘り終始民衆を中心として活動せし本願寺の盛衰興亡の眞相を組織的に大成せし本願寺全史は未だ發見せず。本書は第一期草創時代親鸞より三世覺如 — 第二期葵

廢時代四世善如より七世有如 — 第三期中興時代蓮如 — 第四期戰國時代實如より十一世顯如 — 第五期東西分立時代より現代 — までの破瀾重疊一起一伏を明鏡に照して詳説評論せし教界稀有の良書なり文章は平易簡明にして趣味津々として盡きざるべし。眞宗五百萬の門徒と二萬有餘の寺院住職は勿論心を人生問題、生活問題等に潜むるの士は是非本書を繕かざるべからず。

東京帝國大學 文學士 今井政吉氏新著
社會學專攻 寫真圖入

好評 三版 露西亞文明記

四六判 最上製
美本五百頁
金貳圓五拾錢
送料十二錢

批評一斑

昔から露西亞は世界の謎であつたが、歐洲大戰勃發以來世界は更に一層多くの興味を以て同國を見るに至り、革命勃發後は更に愈々世界的興味の焦點が同國に据ゑらるゝに至つた。そこで我が國は、隣國的關係を有する特殊の立場にあるだけ一層露西亞に對する興味を深く感ぜざるを得ない技に於てか露西亞研究は實に我が國操縦界の一大潮流となり來つてゐる。朝に夕に露西亞に關する記事の雜誌上新聞紙上我等の眼に觸れぬ日は無いといふ有様である、が遺憾なことには未だ會て纏りたる手頃の冊子にして露西亞の國風全體を描けるものが無かつたのに、茲に

解體せる露國の前途如何？

これ何人も知らんと欲する所也。

今井文學士の本書を得て其の渴を癒やすを得たるは我等の心より欣幸とする所である。今井氏は數年間露西亞に滞在して其社會狀態を具さに研究して此程歸朝せられたる士にして、其の記述する所一々實地の觀察に基けるものであれば安んじて信頼することが出来る要するに、露西亞の國風社會狀態等全般に亘つて精細なる記述をせる點に本書の特色を見、露西亞に興味を有せる人士の逸すべからざる書であると共に各種學校の教授參考資料としても誠に有益なる著書である。

文學士 高森良人氏新著 〔文明史的觀察に成れる書〕

新刊 滿鮮支那旅行の印象

袖珍最上製 美本
全壹冊三百五十頁
正金壹圓五拾錢
送料十二錢

滿鮮支那を歩いて來た著者の頭には幾多の問題のみが殘されて居る。古典を讀んで居た支那も新聞雜誌を通じて想像して居た滿鮮も共にその真相とは餘程な距離があつた。旅行!! それには聰明と發見とが必然的に産み出されて行くものである而して過去現實若くは時空間に渡りをつけるものは何と云つても旅行が最も捷徑であらう。― 惟ふに政治産業乃至教育の方面も思想藝術的方面も支那位ジャバナイズされた國はあるまい而もその何れのものに對して文明史的の見地から正當なる批判を下したものは差當り見出しがれる。平常この缺陷の一部分でもいふから何と云つて補ひ度いと思つて居る著者はこの際その企ての一端を表はさんが爲るに感と紀行に助けて抱懐せる所説を披歴したる

日本及日本人本書を評して曰く

文學物として面白し

頗る趣味多き作である。

のが本書であるこの意味に於て著者は淺薄なる思想をば飾るに閑文字を以てするが如き單なる月並の紀行とその軌を一にせざることを信じて疑はない。著者の渴仰せる新事物に對する知識慾と好奇心とを満足せしめ著者の胸裡に鬱勃せる希望と抱負とを充足せしめたる大陸の自然と人生との印象記は苟も支那問題を口にする人々の一讀を費ふも不償でないことを確信する。

大 同 館 發 行 圖 書 目 錄

◆ 一條忠衛著 ◆

— (諸種の婦人問題産兒制限問題を論述) —

男女の性より觀たる社會問題

四六判最上製美本
正價金壹圓八十錢
送料十二錢

社會問題と云へば専ら經濟上の問題になつて居る。けれども人間の經濟生活と云ふものは男女の性に由来した現象である。人生に男女の性と云ふ事實がある故にその男女の性の社會を維持する爲めに經濟生活が生じ随つて其處に諸種の社會問題が起きて來るのである。故に男女の性より社會問題を觀ることは社會問題解決の根本的研究である本書の著者は特に倫理學者として之を性の倫理より考察して社會問題研究の新方法を創始したのである。是れ本書の一大特色であつて他に比類なきを誇る所以である。

◆ 一條忠衛著 ◆

— (男女問題を解決する一大光明) —

好評 五版 男女道德論

四六判最上製美本
金貳圓五十錢
送料十二錢

人生の歴史は男女の歴史である一切事件は男女を背景としてゐる。本書は第一章 緒論…第二章 男女道德の倫理學的的地位…第三章 男女自覺…第四章 男女同權…第五章 男女兩本位…第六章 戀愛…第七章 結婚…第八章 離婚…第九章 獨身…第十章 醜業婦の處分…第十一章 結論…よりなり興味ある問題を捕へて分析解剖し高遠なる理想に照して之を批判せる書也。
(男女問題講話貳圓五十錢)と共に大歡迎を博せるものなり

◆ 瀧本二郎氏新著 ◆

— (國家及人類の爲に警醒を促す) —

三版 社會労働問題と産兒制限論

四六判最上製
美本全壹册
正價圓八十錢
送料十二錢

新マルサス主義は創唱せられたれども未だ完全に批判せる書は出ず本書は著者が専攻の社會労働問題のこれが根本的解決は産兒制限による外なしとの見地より歐米に親しく留學して英・米・佛・獨・露・等諸國の労働状態を精査してその所信の正否を檢討研究力説せるものなり。内容は大家族制の惡弊と産兒制限…社會政策解決と産兒制限…人類解放實現と産兒制限…人道と産兒制限…基督教と産兒制限…民族自滅論と産兒制限…世界平和實現と産兒制限…英米に於けるマルサス主義…等熱血なる著者の筆は自覺ある現代青年者有識者には必ずや何らかの暗示と啓發とを與ふるであらう。

◆ 江幡龜壽氏新著 ◆ — (生物界の研究は近來白熱的に盛なり) —

三版 增訂 教育的生物學

四六判最上製
美本全壹册
正價金貳圓
送料十二錢

生物學は地球生物群の成立發育の因由茲に其法則を明かにせんとする學である此の學に依らずんば人間の眞相人生の歸趣を知るを得ず本書は著者が専攻の生物學を教育的見地より平易に講述せるものにして實に現代必讀の書なり。
(目次の一斑)…生存慾の具體的表現…原始生活より智的生活へ…生物學的國家觀…死と永生…遺傳と人生…生の鬭争と人口論…生命の繼…人類の運命觀…生物學上より觀たる人間作成の力…人間の發育と教育…青年女性の研究…婦人改造論と生物學的批判…社會問題と生物學的意義

好評 再版 教育改造の原理

四美正價送
六本三金料
判百貳十
最餘圓錢
製頁圓錢

感賞の生活●智性の高調●現在の讚美●
の原理也。試験の全廢●賞罰の廢止●學年制度の棄却●附加的權威の排除●藝術自由教育の徹底●固定道
徳律の破壞●現行歴史の埋葬●平凡宗教の蹂躪●過去の哲學宗教教育藝術道徳は悉皆破壞されこゝに新に建
設の純芽を生ず。是れ又一切生活の根本改造にしてラセルのそれより更に深遠切實なり教育家青年思想家に
薦む。

◇栗山周一先生新著◇ 四六判 正價貳圓八十錢 送料十二錢

好評 五版 最近 史潮 歴史教育の根本的革新論

新時代の教育は新思想の上に立脚すべし。無自覺なりし舊教育は此際断然地棄破せざるべからず。而して
舊き事その物を教授する歴史科の如きは最も根本的の改革を要す。本書は新教科書の生れ出でたるを期して
教科書に依り一般史教育に對する根本的哲學的原理及其取扱いに對する實際的批判を著者の思索と體驗に
依りて原稿紙一千枚に書き上し血書なり從來の歴史教授法を破壊したるは本書なり將來に於て行はるべき新
教授法を建設したるも亦本書なり。歴史哲學の根本的原理に立脚したる歴史の教授法は本書を以て嚆矢とす。

津田光造氏新著 (著者心血を濺ぎし二部作)

二宮尊徳の民主生活

四六判 最上製美本
全壹册 三頁
金九拾錢
送料八錢

田中王堂
相馬御風序
稻毛詛風

今民衆は誰の力に依つて動いて居るか、彼等が學校に會社に街頭に工場に動きつゝある所
を見よ。彼等は誰の力に依つて動かされて居るか。彼等の活動に少しでも自由意思と云ふ
ものが認められるか。今民衆は誰も彼も權勢家とか資本家とか云ふ或る一つの偶像の意思
に依つて動いて居るのではないか、そこに民衆の生活に少しでも心のゆとりがみられるか。
安住と幸福とが認められるか。民衆は何時までこの不安と不幸とに堪へられるか。誰か眞に民衆の味方と
なる者はないか。二宮尊徳卿が眠つて居る時ではない。

二宮尊徳の人格と現代

四六判 最上製美本
全壹册 約四百頁
金壹圓八拾錢
送料十二錢

天才と凡人とは何處が差ふか。若し同じ人間の中に彼を天才と呼び此を凡人と稱へる區別が許されるなら
ば、人格の力を以て新しい境遇を開拓し創造し得る者は天才である。凡人は一度天才の手に依つて造り上げ
られた境遇の中に廻轉して、そこから外へは一步でも脱け出る事を爲し得ない者である。二宮尊徳は何の位
の程度に於て凡人でありそして天才であり得たか。現代はそれに對して如何なる解答を與へるか、それが著
者の中心興味であつた。卷末の【青年教師の懷疑】は一青年教師の現代に於ける官僚的形式主義的教育と生活とに對
生活とに接して如何なる感化を受けしかば偏に讀者の清鑒を待つ次第である。